

資料A別冊

『132 労災ケアサポート
事業』（入札スケジュール、
仕様書等）

資料A別冊『132 労災ケアサポート事業』
(入札スケジュール、仕様書等) 目次

【1. 平成 21 年度事業分・P 1 ～ 2 0】

○入札スケジュール	1
○企画競争の公示	2
○仕様書	5

【2. 平成 22 年度事業分・P 2 1 ～ 3 8】

○入札スケジュール	21
○企画競争の公示	22
○仕様書	25

【3. 平成 23 年度事業分・P 3 9 ～ 8 3】

○入札スケジュール	39
○企画競争の公示	40
○仕様書	61

21年度の入札スケジュール
(労災ケアサポート事業)

平成 21 年度

公示	平成 21 年 1 月 23 日 (金)
企画競争説明会	平成 21 年 1 月 30 日 (金)
公示終了	平成 21 年 2 月 6 日 (金)
企画書提出締切日	平成 21 年 2 月 12 日 (木)
企画書評価委員会	平成 21 年 2 月 20 日 (金)
企画書等評価結果通知書 (発出)	平成 21 年 2 月 25 日 (水)
実施計画受領	平成 21 年 3 月 13 日 (金)
契約	平成 21 年 4 月 1 日 (水)

公 示

次のとおり、企画競争について公示します。

平成21年1月23日

支出負担行為担当官
厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課長 前田 芳延

1 企画競争に付する事項

(1) 事業名

労災ケアサポート事業

(2) 事業の目的

本事業は、各都道府県に専門のスタッフを配置して、労災年金受給者及びその家族（以下「労災年金受給者等」という。）が必要とする介護、看護、健康管理、精神的ケア、労災保険制度等に関する指導等を実施することにより、労災年金受給者等の生命・生活維持に必要な不可欠な援護を行うことを目的とした事業である。

(3) 事業の内容

事業の目的を達成するため受託者において以下の業務を行う。

- ア 傷病・障害等級が第1級～第3級の労災年金受給者（以下「重度被災労働者」という。）及びその家族を対象とした訪問形式による指導の実施
- イ 労災年金受給者（重度被災労働者を除く）及びその家族を対象とした巡回形式による指導の実施
- ウ 労災ホームヘルプサービス及び労災ホームヘルパー養成研修の実施
- エ その他本事業を行うにあたり必要となる業務

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 平成19・20・21年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、応募時までに「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (5) 社会保険料、労働保険料の未納がないこと。
- (6) 本事業の全部を実施できる者であること。

3 特殊な技術及び設備等の条件

- (1) 各都道府県に拠点（以下「事務所」という。）を有するとともに、上記1（3）の

業務を行うために必要な専門スタッフの確保・配置など、必要とする体制を有し、契約締結後直ちに事業を実施できる者であること。

- (2) 本事業を実施する全期間が、職業安定法第33条の規定に基づく無料職業紹介事業の許可の有効期間内であること。
- (3) 本事業では、次期労災行政情報管理システムに係る端末装置（以下「端末装置」という。）を使用する必要があるため、契約開始日の前々日までに各都道府県の事務所において、端末装置が設置可能であること。

4 契約候補者の選定方法

「労災ケアサポート事業に係る企画書募集要領」に基づき、提出された企画書等について評価を行い、契約候補者として1者を選定する。

5 企画競争説明書を交付する日時及び場所

企画競争参加者に対して、下記の日時及び場所において、企画競争説明書を交付する。

- (1) 日時 平成21年1月23日（金）～平成21年2月6日（金）
（土曜、日曜を除く。10:00～12:00 及び 13:00～17:00）
- (2) 場所 東京都練馬区上石神井4-8-4
厚生労働省上石神井庁舎2階
労働基準局労災補償部労災保険業務室年金福祉第1係 担当：和田
電話：03-3920-3311（代）（内線336）
FAX：03-3920-0247

6 企画競争に係る説明会の開催

企画競争参加者に対して、説明会を実施する。

- (1) 日時 平成21年1月30日（金）13時30分
- (2) 受付先 東京都練馬区上石神井4-8-4
厚生労働省上石神井庁舎3階第1会議室 担当：和田
電話：03-3920-3311（代）（内線336）
FAX：03-3920-0247

7 企画書等募集に関する質問の受付及び回答

質問は、下記によりFAX（A4、様式任意）にて受け付ける。

- (1) 受付先 5（2）に同じ
- (2) 受付期間 平成21年2月9日（月）までの10:00～17:00
- (3) 回答 平成21年2月10日（火）までに企画競争説明書を交付した者全員に対しFAXにて行う。

8 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限 平成21年2月12日（木）17時
- (2) 提出先 5（2）に同じ
- (3) 提出方法 直接提出（持参）とする。

9 企画提案会の開催

有効な企画書等を提出した者から、企画書等の説明を求めるために企画提案会を実施

する。日時、開催場所、説明時間、出席者数の制限等については、有効な企画書等を提出した者に対して別途通知する。

10 企画書等の無効

本公示に示した競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。

11 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金 免除
- (3) その他 詳細は、「労災ケアサポート事業に係る企画書募集要領」による。

【本件担当、連絡先】

住所 : 〒177-0044 東京都練馬区上石神井4-8-4

担当 : 厚生労働省労働基準局

労災補償部労災保険業務室年金福祉第1係 担当: 和田

電話 : 03-3920-3311(代)(内線336)

FAX : 03-3920-0247

労災ケアサポート事業に係る仕様書

1 事業名

労災ケアサポート事業

2 事業の目的

本事業は、各都道府県に専門のスタッフを配置して、労災年金受給者及びその家族（以下「労災年金受給者等」という。）が必要とする介護、看護、健康管理、精神的ケア、労災保険制度等に関する指導等を実施することにより、労災年金受給者等の生命・生活維持に必要な不可欠な援護を行うことを目的とした事業である。（事業の全体図については別紙1参照）

3 事業実施に係る組織・人員体制

本事業の全国における齊一かつ適切な実施を担保するため、以下及び別紙2に基づき、組織・人員体制を確保すること。

（1）事務所の設置

各都道府県に、傷病・障害等級が第1級～第3級の労災年金受給者（以下「重度被災労働者」という。）を含む労災年金受給者等が円滑に来訪でき、本事業を行うための専用のスペースを備えた事務所を設置すること。なお、事務所は、本事業を効果的に実施する上で利便性の高い地域に設置するよう留意すること。

また、受託後は、事務所の設置・使用等に係る経費については、本事業の実施にあたって必要となるものに限り国が負担するものとする。

（2）事務所の名称

本事業実施にあたっての事務所の名称は「〇〇（都道府県名）労災ケアサポートセンター」とすること。

（3）各事務所を統括する組織（以下、「統括組織」という。）を設置すること。

（4）別紙2に基づき、各事務所に業務ごとに「必要な専門性」の要件を満たした者を配置すること。

（5）各事務所に責任者を配置するとともに、常勤の者を1名以上配置すること。

（6）下記4（3）に記載する業務を実施するため、統括組織に、本業務を担当する常勤の専門のスタッフを配置するとともに、労災ホームヘルパーを登録し全国的に対応できる体制を整備すること。

4 事業の内容

上記2の目的を達成するため本事業では、次の業務を実施する。

なお、各業務の実施に当たっては、利用者が不測の労働災害により心身に傷を負った労災年金受給者及びその家族であることから、その心情には十分に配慮を行うこと。

（1）訪問形式による指導（以下及び別紙において「訪問指導」という。）の実施

業務内容：重度被災労働者の居宅へ専門のスタッフが赴き、重度被災労働者及びその家族が必要とする介護、看護、健康管理、精神的ケア、労災保険制度等に関する指導等を実施する（業務の流れについては別紙3－1参照）。

指導事項

- ① じん肺・せき髄損傷・頭部外傷等、被災労働者の障害・傷病に適応した介護、看護、健康管理等に関する指導
- ② 健康管理等に関する医師による医学専門的指導・相談
 - ア 医師による健康管理指導が必要であると判断された者を対象とした健康管理指導医による指導
 - イ 各種精神不安に対する指導が必要と認められる者に対するメンタルケア指導医による指導
- ③ 労災保険制度及び労災年金に係る各種手続、介護保険や障害者の自立支援施策等、国や地方公共団体が実施する周辺関連制度の紹介と活用方法、介助、精神的ケア等に関する指導、その他年金生活上生じている又は生じる恐れのある課題の解消方法等に関する指導

対象者

- ① 次の者を主たる対象者とし、指導を優先すること。
 重度被災労働者及びその家族
 なお、特定の重度被災労働者に偏った訪問とならないよう、訪問指導を必要とする者について、可能な限り均衡を取るようにすること。
 - ② 次のア、イを準対象者とし、①の者に対する指導に支障の出ない範囲において指導を行う。
 - ア 巡回指導対象者のうち不参加の者であって、訪問指導による代替指導を希望する者
 - イ 別途厚生労働省が外部委託している「新規労災年金受給者支援事業（以下「新規受給者支援事業」という。）」における新規労災年金受給者説明会の対象者のうち不参加の者（以下「説明会不参加者」という。）であって、訪問指導による代替指導を希望する者
- ※ ①の者に係る情報については、平成21年4月の年金の支払期に労災年金受給者に係る氏名、年金種別や住所等が記載された一覧表等の資料を国から受託者に対し提供することとし、②イの者に係る情報については、新規受給者支援事業の受託者から報告を行うこととしている。

実施基準：各都道府県において実施することとし、対象者①に対する訪問指導を全国計23,000件以上実施すること。

(参考) 重度被災労働者27,939×8割≒23,000件

留意点

- ① 指導事項①に関しては労災ケアサポーターが、指導事項②に関しては各指導事項に応じた専門医が、訪問指導を実施すること。
- ② 対象者②に対しては、指導事項③に係る指導を行うこととする。その際、対象者②イに対して代替指導を行った場合、新規受給者支援事業の受託者に対して、指導実施結果の報告を行うこと。

(2) 巡回形式による指導(以下及び別紙において「巡回指導」という。)の実施

業務内容

- ① 受託者が設置した各地区の会場に労災年金受給者(重度被災労働者を除く)及びその家族を招致し、労災保険制度及び労災年金に係る各種手続き等や社会復帰のための指導を行う。
- ② 事業場の労務管理責任者、労務担当者及び安全衛生管理担当者等を対象とした過労死等の事案に対する脳・心臓疾患等に関する指導を行う。

(①、②に係る業務の流れについては別紙3-2参照)

指導事項

- ① 業務内容①については、労災年金受給者が必要とする労災保険制度及び労災年金に係る各種手続、介護保険や障害者の自立支援施策等、国や地方公共団体が実施する周辺関連制度の紹介と活用方法、介助、精神的ケア等に関する指導、その他年金生活上生じている又は生じる恐れのある課題の解消方法等に関する指導を行う。
- ② 業務内容②については、長時間労働や過重業務による過労死または過労自殺（以下「過労死等」という。）の予防及び被災労働者の早期救済を図ることを目的とした、脳・心臓疾患等に関する医学的な知見や早期発見方法、過労死等に関する認定の考え方、労災保険給付の請求手続等に関する指導を行う。

対象者

- ① 業務内容①については、以下のアを主たる対象者、イを準対象者とし、イに対する指導はアに対する指導に支障の出ない範囲において行うこととする。
 ア 年金種別が障害（障害等級が第4級～第7級の者）又は遺族である労災年金受給者及びその家族（新規受給者支援事業の対象者を除く）
 イ 説明会不参加者であって、巡回指導による代替指導を希望する者
 ※ アの者に係る情報については、年金の支払期（平成21年4、6、8、10、12月及び平成22年2月）ごとに労災年金受給者に係る氏名、年金種別や住所等が記載された一覧表等の資料を国から受託者に対し提供することとし、イの者に係る情報については、新規受給者支援事業の受託者から報告を行うこととしている。
- ② 業務内容②については、長時間労働や過重業務が生じている事業者又は過労死等に関心のある事業場の労務管理責任者、労務担当者及び安全衛生管理担当者等を対象とする。

実施基準

- ① 業務内容①については、各都道府県において実施することとし、全国計7,000件（350回程度）以上実施すること。なお、都道府県ごとの実施回数、時期及び場所については、対象者数や居住地を踏まえ、利用者の利便性を考慮して適切なものとなるよう設定すること。
 （参考）4～7級の障害年金受給者78,045×1割≒7,000件
- ② 業務内容②については、脳・心臓疾患（過労死等）等に係る労災請求件数が多い地域を中心に、全国10カ所程度において、年1回開催する。
 なお、開催に当たっては、労働関係団体が開催する会合との共催等を行うなど、利用者が参加しやすい方法により実施するよう努めること。

留意点

- ① 指導事項②のうち、医学的指導事項については専門医が指導を実施すること。
- ② 対象者①イに対して代替指導を行った場合、新規受給者支援事業の受託者に対して、指導実施結果の報告を行うこと。

(3) 労災ホームヘルプサービス及び労災ホームヘルパー養成研修の実施

業務内容

- ① 労災ホームヘルプサービス（在宅で介護を要する重度被災労働者に対する、じん肺や脊髄損傷等の労災特有の障害に対する知識等を有する労災ホームヘルパーによる専門的介護の提供）を実施する。

② 労災ホームヘルパー養成研修を実施する。

(①、②に係る業務の流れについては別紙3-3参照)

対象者：在宅で介護を要する重度被災労働者

実施基準：以下の平成19年度実績を実施の目安とする。

① 労災ホームヘルパーによる専門的介護の提供

(参考) 平成19年度における介護券利用実績：20,121時間

② 労災ホームヘルパー養成研修

(参考) 平成19年度実績：2回開催46人養成

留意点

① 本業務は、統括組織において、利用者への労災ホームヘルパーの紹介等の一連の業務及び労災ホームヘルパーの養成研修の開催に関して必要な知識を有する常勤の専門のスタッフを配置し、実施することとする。

② その他、本業務に係る詳細は「労災ホームヘルプサービス実施要綱」及び「労災ホームヘルパー養成研修実施要綱」を参照のこと。

(4) その他本事業を行うにあたり必要となる業務

ア 労災年金受給者等への周知・広報

業務内容：労災年金受給者等に対して、本事業を周知するための広報を行う。

イ 事業における質の維持・向上のための措置

業務内容：本事業に係る研修の実施、業務実施要領の作成等の適切な方法により、事業における質の維持・向上を図る。

ウ アンケート調査の実施

業務内容：本事業を適切かつ効率的に実施していくための基礎資料を得るため、利用者に対して、サービス内容に対する評価や意見・要望等に関するアンケート調査を実施する。調査結果は、事業実施期間終了後、受託者が全国分をとりまとめ、委託者へ提出する。

対象者：本事業の利用者を対象とする。

実施基準：別途委託者が示す調査内容等について、受託者と調整の上、実施するものとする。(参考：平成20年度「労災ケアサポート事業」に係るアンケート調査の場合、平成20年10月から平成21年2月末までの期間において、各業務の実施後、利用者にアンケート用紙に記入を求める形式で実施することとしている。)

エ 業務計画及び指導実績等の作成・報告

業務内容：本事業を計画的に実施するための業務計画及び、業務別、対象者別、指導事項別に指導実施件数や指導結果等が把握できる実績(以下「業務実績」という。)を作成・記録する。

また、業務計画及び業務実績について、次の①～③を定期的にとりまとめ、委託者から要請があった場合は遅滞なくこれを報告する。

① 年間業務計画及び実績表

② 指導記録表(指導内容の概要等)

③ 指導対象者名簿

※ ア～エに係る業務については、統括組織を中心とした効果的かつ効率的な実施が可能となるよう、受託者において適切な業務実施者の配置及び実施体制の整備を行うこと。

5 事業の実施期間及び事業予算等

(1) 事業の実施期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

(2) 事業予算(国の委託費(予定額))

国が支払う委託費は、総額1,443,230千円(消費税等含む)以内である。

(3) その他

平成21年度予算が、平成21年4月1日までに成立しなかった場合には、上記(1)及び(2)について変更することがある。

6 事業の規模

事業の規模(労災年金受給者数等)については、別紙4のとおり

7 危険負担

受託者は、本事業に従事する要員の資質、規律保持、風紀及び衛生並びに健康に関すること等の人事管理及び要員の責めに起因して発生した火災・盗難等不祥事が発生した場合の一切の責任を負うこと。なお、その他危険負担については別紙5のとおりとする。

8 その他事業実施に必要な事項

(1) 関係機関等との連携・協力体制の確立

受託者は、本事業をより効果的かつ効率的に実施するため、都道府県労働局・労働基準監督署をはじめ、地方自治体の福祉関係部署や労災病院等との連携及び協力体制を確立すること。

また、厚生労働省が別途外部事業者に委託している「労災特別介護援護事業」では、在宅での介護が困難な高齢重度被災労働者に対して専門的な施設介護を実施していることから、在宅での介護が困難な者の把握や、労災特別介護施設を退去した者の介護に関するフォローアップ、事業の周知・広報の実施方法等に関し、労災特別介護援護事業の受託者との連携及び協力体制の確立に努めること。

(2) 個人情報の保護及び情報管理

個人情報の取扱いに関し、規程を設け、適切に保護し、管理すること。

(3) 業務の引継

受託者と翌年度の受託者(以下「後任者」という。)が変更となる場合の引継については、以下のとおりとする。

ア 受託者は後任者に対し、本仕様書に記載されている業務に関し、後任者の委託契約開始日前までに書面により引継を完了しなければならない。特に、継続的な指導等を必要とする労災年金受給者等の情報については確実に引継ぐこと。

ただし、特段の事情により、後任者が業務を開始する前までに引継が困難な場合は、両受託者で協議の上、早期に引継がなければならない。

イ 引継期間は、後任者決定日から委託契約開始日前日までとする。

ウ 引継に要する人件費等の経費は両受託者のそれぞれの負担とする。

エ 受託者及び後任者は引継を実施又は受けた旨の報告を、後任者の委託契約開始日前までに、委託者へ行うこと。

(4) 労災年金受給者等との紛争の処理

本事業の実施において、労災年金受給者等との間で紛争が発生した場合、原則として、受託者が責任をもって適時適切にかつ誠意をもって当該紛争の処理を行うこと。なお、これにより生じた賠償の責は、受託者が負うこと。また、必要に応じて国に報

告を行うこと。

(5) 関係法令及び関係通達等の改廃への対応

年度途中で関係法令及び関係通達が改廃された場合は、業務方法を変更することがある。なお、変更する際は、委託者は予算の範囲内で契約金額を変更することができることに留意のこと。

(6) 身分証の携帯

本事業を行う際には、受託者が交付する身分証明書を携帯すること。

(7) 備品等の管理業務

ア 端末装置

端末装置に関して、受託者においては、別に定める「労災ケアサポート事業に係る次期労災行政情報管理システム端末設備運用管理要領」に従って、適切な維持管理を行うこと。

イ 備品等の管理業務

本事業の実施に関して、備品等の貸与を受けた場合、又は備品等を購入した場合、受託者においては、適切な維持管理を行うこと。

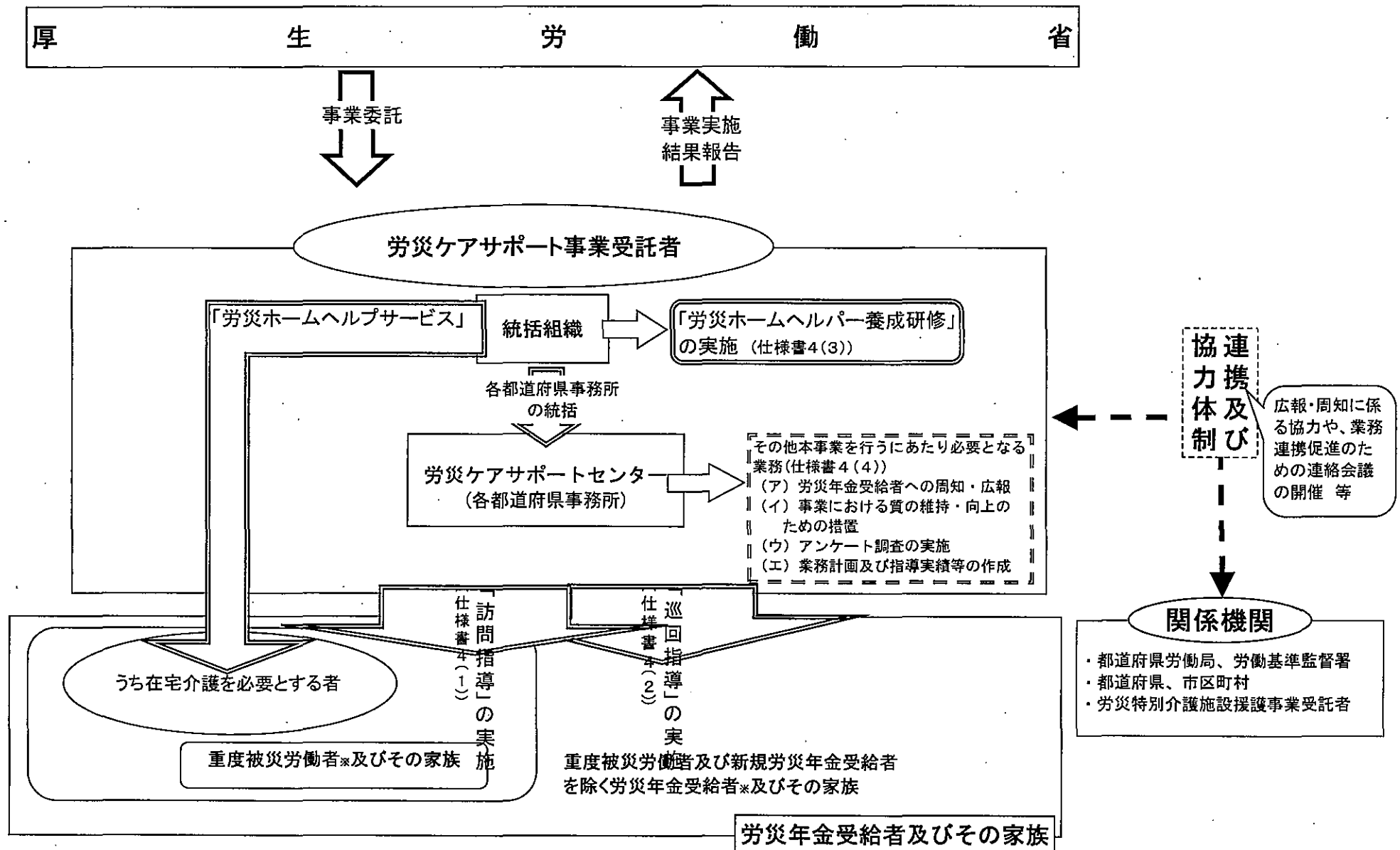
(8) 委託者の監督等

本事業の実施に関して、厚生労働省職員の監督・指示に従うことを要すること。また、本事業の実施に際し、当省職員からの質問、検査及び資料の提示等指示に応じなければならないこと。

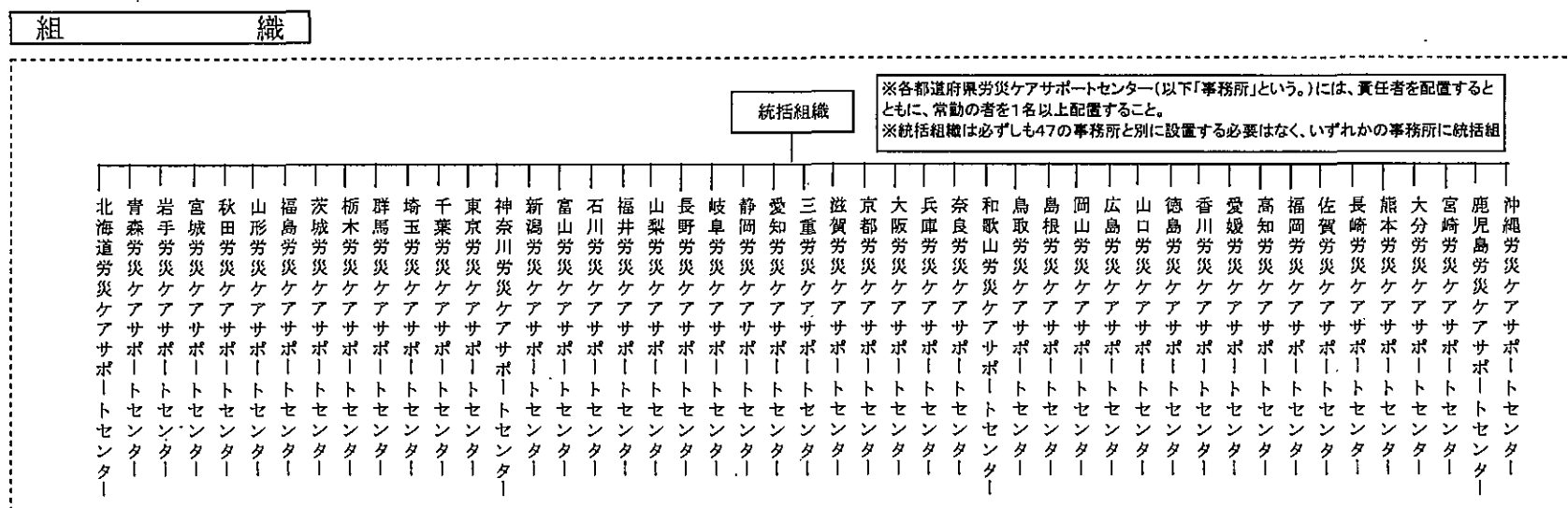
(9) 行政機関の情報公開

本事業の企画競争、契約及び事業の実施において提出又は作成するすべての文書(紙以外の媒体に記録されている情報を含む。)は、行政文書として情報公開請求の対象となりうるので留意すること。

別紙1 労災ケアサポート事業の全体図



別紙2 労災ケアサポート事業に係る組織・人員体制



人 員 体 制

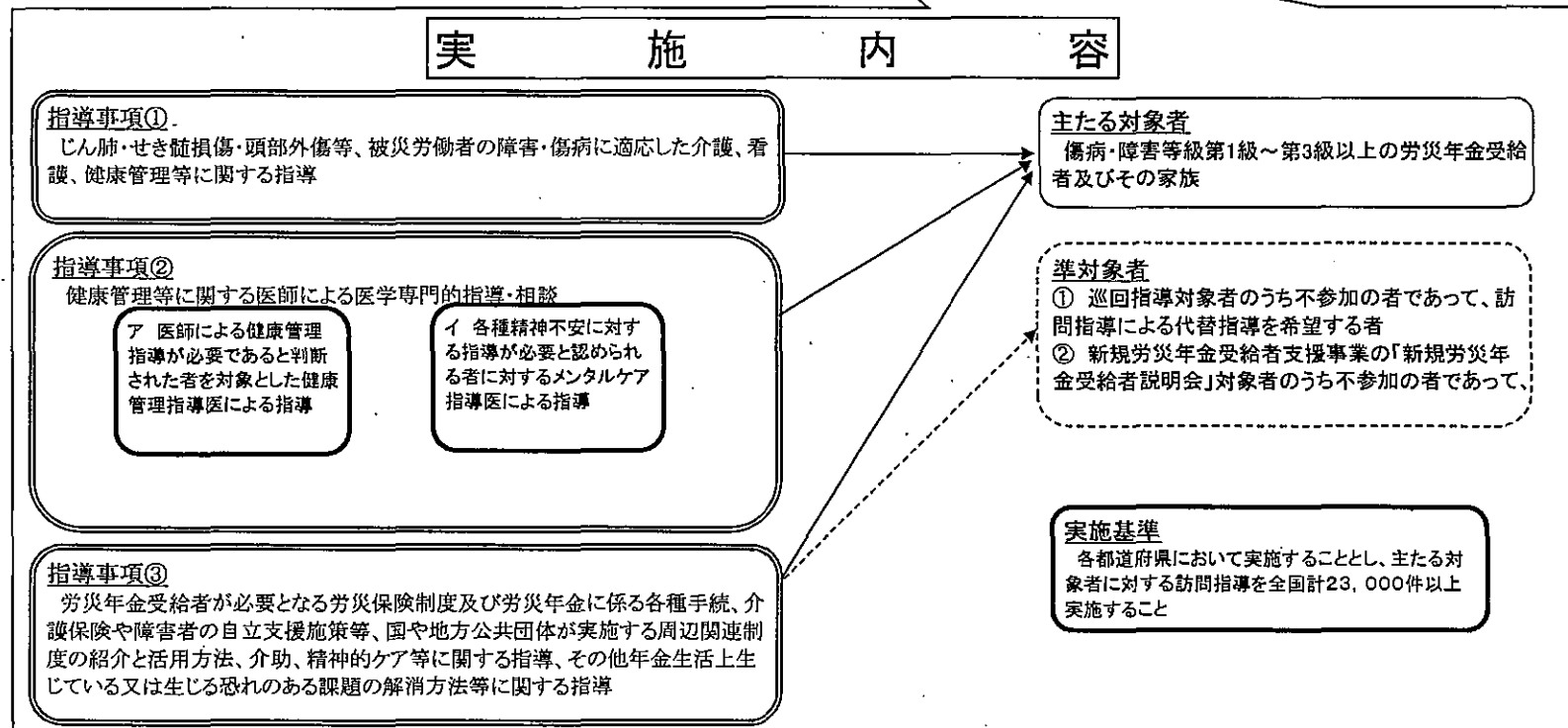
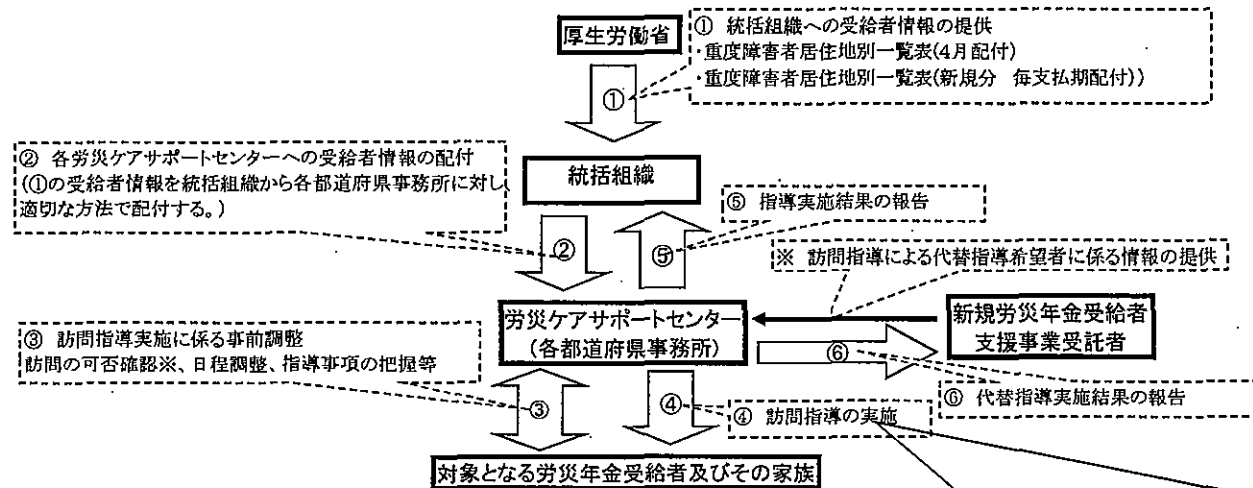
下表に従い、各事務所に、労災ケアサポート事業の全国における斉一かつ適切な実施のために必要な人員の配置を行うこと。

職 種	標 準 職 務 内 容	配 置 基 準	必 要 な 専 門 性
労災ケアサポーター	仕様書4(1)に示す訪問指導のうち、指導事項①に係る指導	各事務所1名以上	看護師・訪問介護員養成研修(2級課程以上)修了者等であって、被災労働者の障害・傷病に適応した介護、看護、健康管理等に関する指導に必要な知識・経験を有する者
指 導 員	仕様書4(1)に示す訪問指導のうち、指導事項③に係る指導 仕様書4(2)に示す巡回指導(指導事項②に係る医学的指導事項を除く)	各事務所1名以上	介助、精神的ケア、労災保険制度及び過労死等の事案に対する脳・心臓疾患等に係る指導に関する必要な知識・経験(医学的指導事項を除く)を有する者
健康管理指導医	仕様書4(1)に示す訪問指導のうち、指導事項③のイに係る指導	各事務所1名以上	医師の資格を有し、労災による障害・傷病に関して深い知識と経験を有する者
メンタルケア指導医	仕様書4(1)に示す訪問指導のうち、指導事項③のイに係る指導	活動範囲を勘案した複数の事務所に1名	医師の資格を有し、精神疾患に深い知識と経験を有する者
脳・心臓疾患等相談医	仕様書4(2)に示す巡回指導のうち、指導事項②に係る医学的指導事項	活動範囲を勘案した複数の事務所に1名	医師の資格を有し、労災保険制度における脳・心臓疾患等に深い知識と経験を有する者
労災ホームヘルプサービス及び労災ホームヘルパー養成研修担当コンサルタント	仕様書4(3)に示す労災ホームヘルプサービス及び労災ホームヘルパー養成研修業務	統括組織に1名以上	利用者への労災ホームヘルパーの紹介等の一連の業務及び労災ホームヘルパーの養成研修の開催に関して必要な知識を有する者

※ 1者が複数の職種についての必要な専門性を有する場合は、その有する専門性に応じて複数の業務を担当可能とする。ただし、企画書作成の際は、主として担当する職種に係る人数としてのみ計上することとし、その者が兼業可能な職種については備考欄等に表示すること。

※ この他、仕様書4(4)ア～エに係る業務については、統括組織を中心とした効果的かつ効率的な実施が可能なよう、受託者にて適切な業務実施者の配置及び実施体制の整備を行うこと。

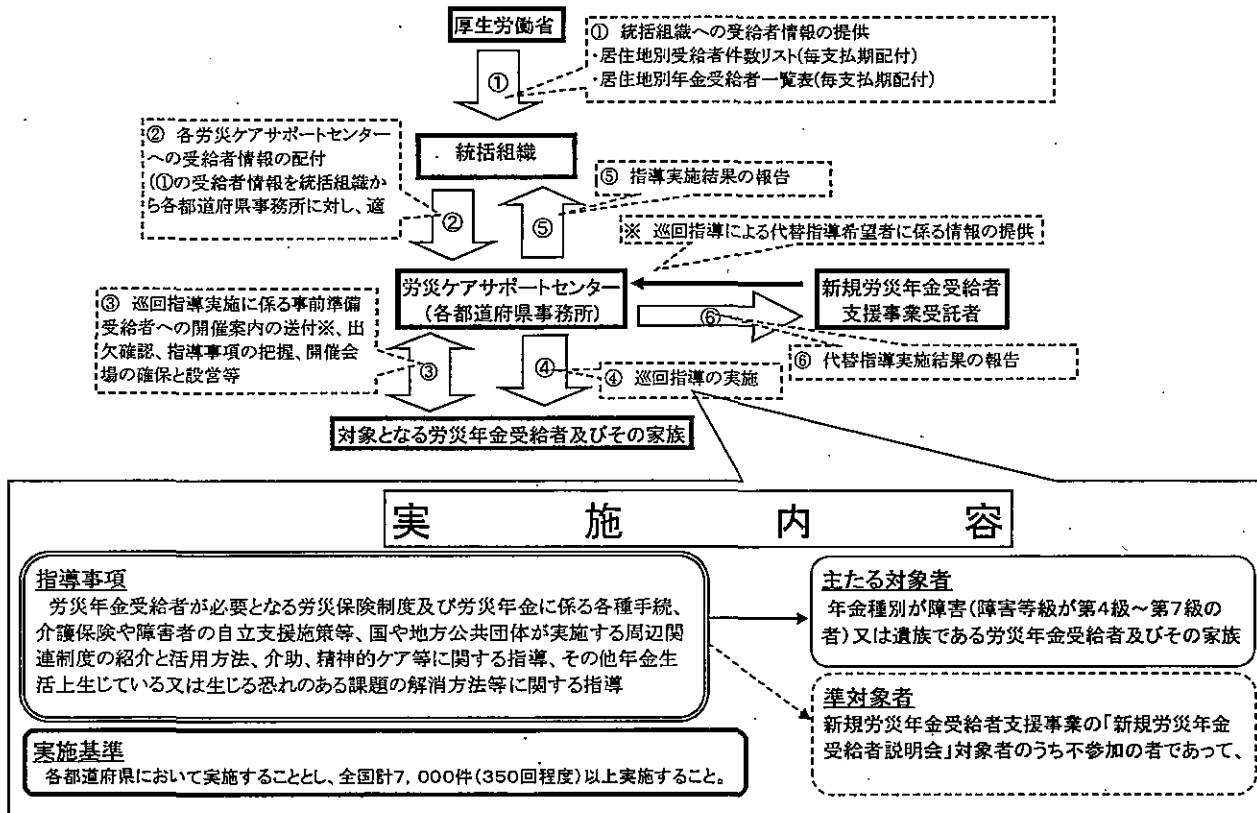
別紙3-1 訪問指導業務の標準的な流れ図



※ 受給者に対して訪問の可否確認を行う際は、必ず本業務が厚生労働省の委託事業であることを伝え、訪問指導の趣旨、内容に関する分かりやすい説明を行うとともに、費用は無料である

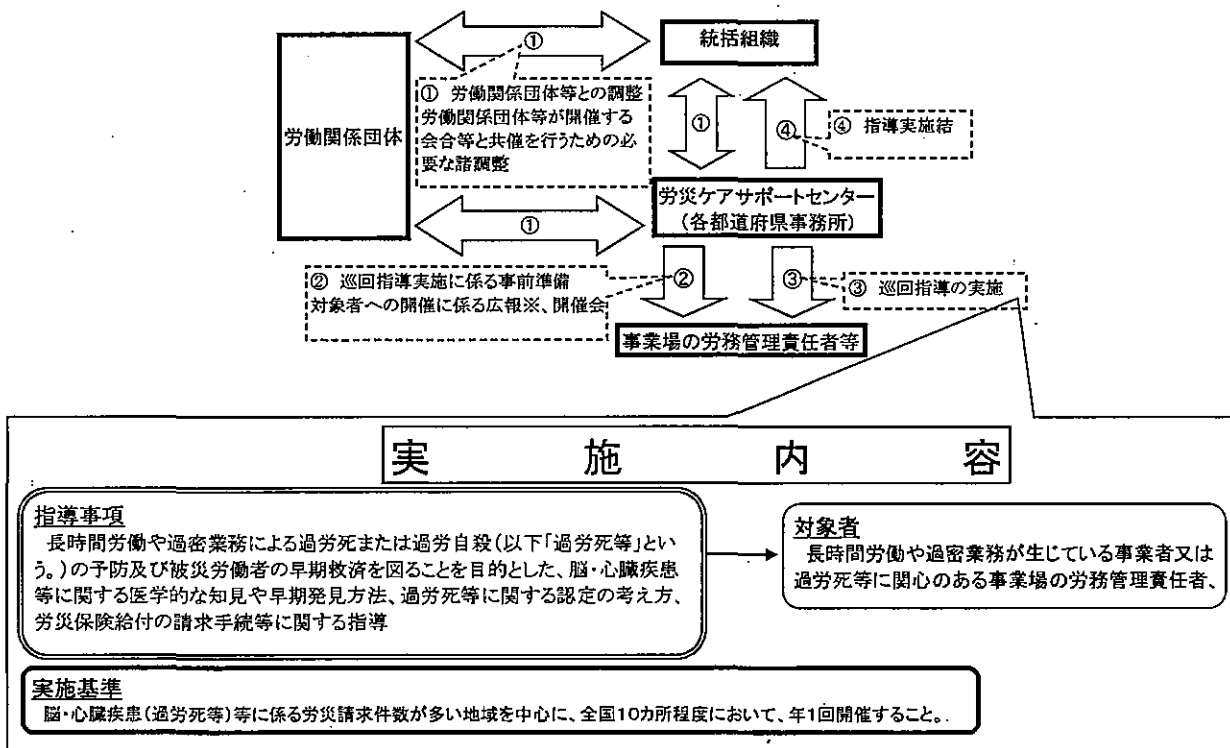
別紙3-2 巡回指導業務の標準的な流れ図

1. 労災年金受給者及びその家族等に対する巡回指導



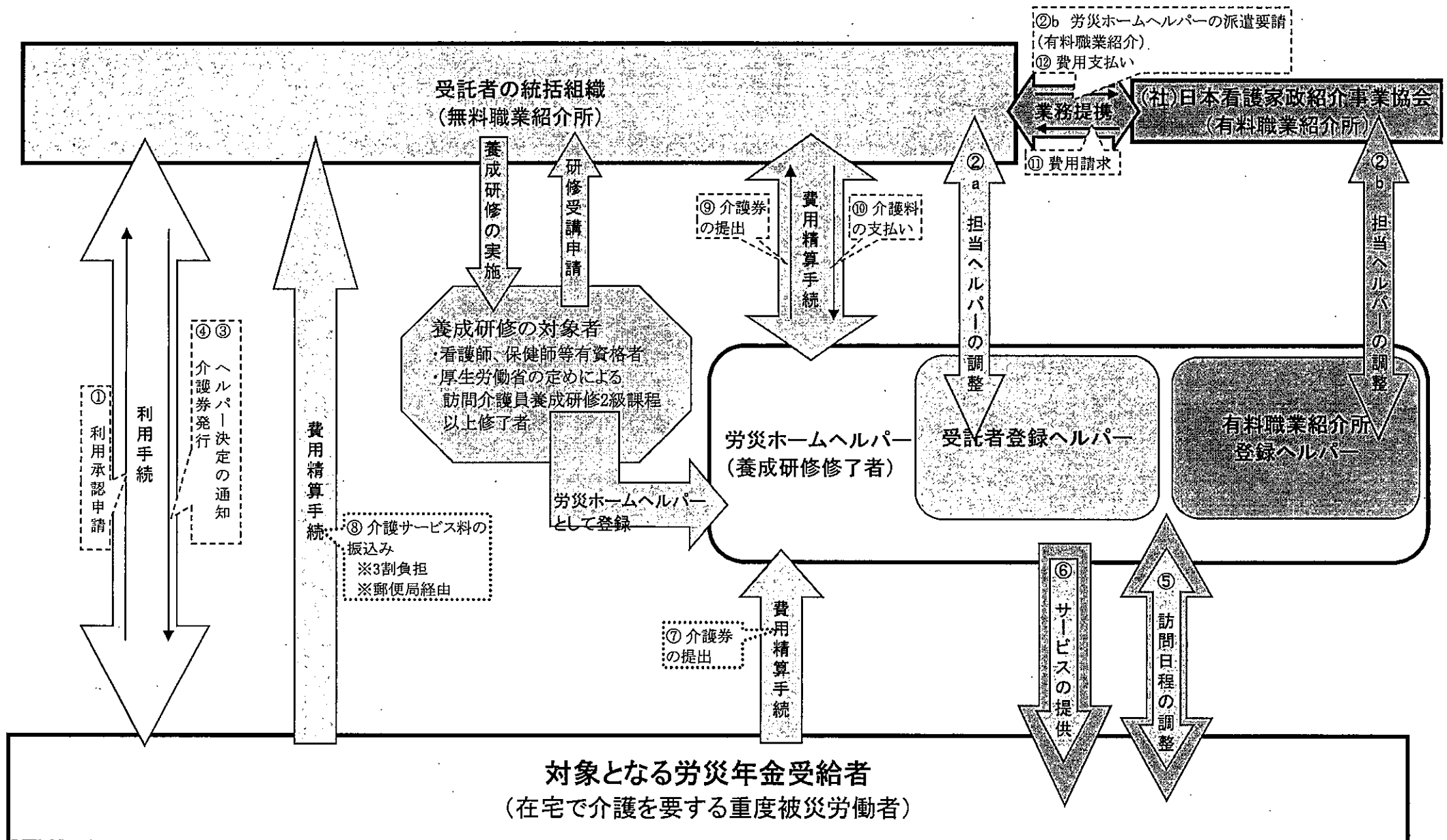
※ 受給者に対して開催案内を送付する際は、受給者が安心して参加できるよう、必ず本業務が厚生労働省の委託事業であることを明記し、巡回指導の趣旨、内容に関する分かりやすい説明を記載するとともに、費用は無料であり、本業務の実施に当たって取得した個人情報について厳守する旨を示すこと。

2. 事業場の労務管理責任者等を対象とした巡回指導(脳・心臓疾患関係)



※ 対象者に対して開催に係る広報を行う際は、対象者が安心して参加できるよう、必ず本業務が厚生労働省の委託事業であることを明記し、巡回指導の趣旨、内容に関する分かりやすい説明を記載するとともに、費用は無料であり、本業務の実施に当たって取得した個人情報について厳守する旨を示すこと。

別紙3-3 労災ホームヘルプサービス業務の標準的な流れ図



別紙4 事業の規模

(平成20年12月支払期)

	訪問指導対象者数		巡回指導対象者			
	重度障害者(傷病・障害1～3級)		障害4～7級	遺族	合計	(参考) 過労死等に係る 労災請求件数
		うち新規				
01 北海道	2,313	154	4,798	8,827	13,625	86
02 青 森	304	18	890	1,652	2,542	7
03 岩 手	324	12	914	1,752	2,666	5
04 宮 城	498	29	1,039	1,917	2,956	30
05 秋 田	281	5	937	1,690	2,627	11
06 山 形	261	12	805	1,371	2,176	10
07 福 島	474	19	1,299	2,608	3,907	25
08 茨 城	498	26	1,677	2,416	4,093	33
09 栃 木	393	32	1,196	1,929	3,125	9
10 群 馬	403	23	1,365	1,854	3,219	26
11 埼 玉	771	53	3,304	3,842	7,146	63
12 千 葉	877	59	2,834	3,637	6,471	61
13 東 京	1,051	65	3,715	4,571	8,286	318
14 神奈川	1,066	79	3,511	4,495	8,006	150
15 新 潟	565	23	1,789	2,888	4,677	30
16 富 山	349	11	896	1,785	2,681	14
17 石 川	224	12	618	1,213	1,831	13
18 福 井	209	8	544	1,082	1,626	6
19 山 梨	186	5	458	871	1,329	13
20 長 野	420	26	1,202	2,128	3,330	14
21 岐 阜	469	36	1,779	2,457	4,236	17
22 静 岡	700	35	3,217	3,166	6,383	24
23 愛 知	1,265	91	4,751	5,206	9,957	92
24 三 重	781	29	1,540	2,161	3,701	27
25 滋 賀	341	20	884	1,273	2,157	30
26 京 都	544	28	1,574	2,048	3,622	68
27 大 阪	1,612	138	6,425	6,393	12,818	234
28 兵 庫	1,110	60	3,618	5,377	8,995	83
29 奈 良	229	17	859	1,206	2,065	15
30 和歌山	365	15	864	1,352	2,216	14
31 鳥 取	184	6	447	684	1,131	2
32 島 根	220	7	621	1,023	1,644	7
33 岡 山	832	51	1,361	2,979	4,340	31
34 広 島	800	58	2,469	3,176	5,645	36
35 山 口	369	25	1,175	2,000	3,175	17
36 徳 島	306	19	740	1,338	2,078	11
37 香 川	259	11	845	1,255	2,100	4
38 愛 媛	503	19	1,091	2,130	3,221	25
39 高 知	321	19	790	1,272	2,062	19
40 福 岡	1,188	76	3,062	5,246	8,308	66
41 佐 賀	225	15	537	1,081	1,618	6
42 長 崎	741	97	908	1,965	2,873	26
43 熊 本	916	49	1,137	2,518	3,655	38
44 大 分	1,060	38	969	3,038	4,007	13
45 宮 崎	479	26	899	1,704	2,603	18
46 鹿児島	480	26	1,219	2,087	3,306	18
47 沖 縄	173	8	473	506	979	18
合 計	27,939	1,690	78,045	117,169	195,214	1,883

別紙4 事業の規模

重度被災労働者等級別一覧(平成20年12月支払期)

	傷病1級	傷病2級	傷病3級	障害1級	障害2級	障害3級	合計	重度被災労働者中 じん肺を除く者	障害1・2級及び 傷病せき損の者
01 北海道	88	98	712	804	237	374	2,313	1,544	1,092
02 青 森	44	6	26	110	39	79	304	287	188
03 岩 手	58	7	38	108	35	78	324	295	197
04 宮 城	130	16	61	140	68	83	498	464	343
05 秋 田	38	4	44	97	35	63	281	240	158
06 山 形	42	5	54	76	31	53	261	217	148
07 福 島	63	10	72	181	68	80	474	417	293
08 茨 城	42	15	62	195	68	116	498	445	292
09 栃 木	47	17	113	110	48	58	393	297	208
10 群 馬	48	17	145	86	41	66	403	272	175
11 埼 玉	66	15	50	327	120	193	771	734	484
12 千 葉	82	20	43	389	150	193	877	846	585
13 東 京	91	17	68	430	173	272	1,051	988	655
14 神奈川	74	10	107	454	185	236	1,066	976	683
15 新 潟	110	23	116	169	59	88	565	457	321
16 富 山	40	9	88	107	41	64	349	254	180
17 石 川	6	2	37	88	38	53	224	188	132
18 福 井	27	11	19	87	22	43	209	184	129
19 山 梨	57	6	12	55	23	33	186	172	121
20 長 野	36	7	59	189	37	92	420	369	256
21 岐 阜	38	6	84	177	68	96	469	389	268
22 静 岡	34	12	80	272	138	164	700	619	437
23 愛 知	81	12	284	486	158	244	1,265	990	702
24 三 重	42	7	369	172	85	106	781	429	288
25 滋 賀	31	7	95	97	50	61	341	258	177
26 京 都	35	15	122	166	95	111	544	435	289
27 大 阪	122	42	219	622	260	347	1,612	1,420	968
28 兵 庫	54	32	130	461	167	266	1,110	985	670
29 奈 良	17	6	27	89	36	54	229	204	140
30 和歌山	19	12	109	108	50	67	365	258	176
31 鳥 取	22	5	12	86	21	38	184	176	128
32 島 根	16	5	31	89	36	43	220	188	135
33 岡 山	73	24	339	200	76	120	832	481	324
34 広 島	105	32	83	290	122	168	800	744	489
35 山 口	36	13	41	142	44	93	369	329	217
36 徳 島	37	17	62	85	44	61	306	258	166
37 香 川	73	9	27	56	43	51	259	236	151
38 愛 媛	88	27	82	138	58	110	503	448	275
39 高 知	44	19	56	99	45	58	321	288	189
40 福 岡	178	35	241	378	136	220	1,188	987	662
41 佐 賀	57	9	62	47	21	29	225	167	126
42 長 崎	66	8	471	85	42	69	741	279	186
43 熊 本	99	41	477	150	59	90	916	466	286
44 大 分	59	56	712	110	61	62	1,060	311	223
45 宮 崎	80	17	195	83	41	63	479	289	199
46 鹿児島	66	29	118	125	59	83	480	379	258
47 沖 縄	32	6	16	58	17	44	173	168	101
合 計	2,793	818	6,470	9,073	3,550	5,235	27,939	21,827	14,870

別紙 5

危険負担表

種類	内容	負担者	
		国	受託者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
法令等の変更	労災保険法・施行規則の大幅な変更	○	
	①労災保険法・施行規則の小幅な変更 ②関係通達の変更		○
税制度の変更	業務の遂行を妨げる税制度の大幅な変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治的理由による事業の変更	政治、行政的理由から、業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の大幅な変更を余儀なくされた場合の経費	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他国の責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業の履行不能	○	○
書類の誤り	仕様書等国が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	受託者が提出した書類の誤りによるもの		○
資金調達	経費の支払い遅延（国→受託業者）によって生じたもの	○	
	経費の支払い遅延（受託業者→第3者）によって生じたもの		○
第三者への賠償	受託者として注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
情報漏洩等	受託者として注意義務を怠ったことによる情報漏洩及び犯罪発生		○
事業終了時の費用	業務委託期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の徴収費用		○
上記以外のもの		事案による	

労災ケアサポート事業の企画競争に係る評価基準及び採点表

標記については、下記のとおりとする。

評価項目		内 容	必須	重点
1 共通事項				
(1)	事業実施にあたっての基本的な考え方として、内容欄に係るものが提示されているか、またそれは適正なものであるか。	・仕様書記載の業務について全て提案されているか。 ・本事業の趣旨、目的を理解し、その実施に当たっての理念、基本的な考え方が示されているか。 ・仕様書等記載の遵守事項について全て遵守すると記載されているか。 ・個人情報漏洩防止の措置が的確に採られているか。 ・委託費の経理を他の事業の経理と区分して経理することとなっているか。	○	
2 事業実施体制 (50点)				
(1)	組織・人員体制に関し、本事業を実施するに当たり適当なものであるか。	・統括組織、配置する人員の職種、資格、専門性、配置数等及びその組織体制		○
(2)	実施体制の確保とその確実性に関し、本事業を実施するに当たり適当なものであるか。	・21年4月1日から全国において均質かつ適切に対応できる体制の確保及びその手法		○
(3)	事業実施に当たり必要とされる専門性を有しているか。	重度被災労働者の介護、看護、健康管理に関する専門的知識を有しているか		○
3 事業実施方法 (120点)				
(1)	「重度被災労働者及びその家族を対象とした訪問形式による指導の実施」の実施に関し、内容欄①～③に掲げる事項は仕様書等に照らし適当なものであるか。	①業務内容、指導事項、実施体制について		○
		②実施基準について		○
		③業務処理の流れその他について		○
(2)	「労災年金受給者(重度被災労働者を除く)及びその家族を対象とした巡回形式による指導の実施」に関し、内容欄①～③に掲げる事項は仕様書等に照らし適当なものであるか。	①業務内容、指導事項、実施体制について		○
		②実施基準について		○
		③業務処理の流れその他について		○
(3)	「労災ホームヘルプサービス及び労災ホームヘルパー養成研修の実施」に関し、内容欄①～③に掲げる事項は仕様書等に照らし適当なものであるか。	①業務内容、指導事項、実施体制について		○
		②実施基準について		○
		③業務処理の流れその他について		○
(4)	その他本事業を行うにあたり必要となる業務の実施に関し、内容欄①～④に掲げる事項についての実施方針及び手法は適当なものであるか。	①労災年金受給者への周知・広報の実施方針及び手法		○
		②事業における質の維持・向上のための措置		○
		③アンケート調査の実施方針及び手法		○
		④業務計画及び指導実績の作成及び記録方法		○
4 事業実績 (20点)				
(1)	これまでの事業実績は、本事業を受託するに当たり評価できるものであるか。	・応募者の類似事業に関する事業実施状況、規模、職員体制、利用者からの評価、事務処理状況 ・応募者の類似事業に関するこれまでの契約実績		○ ○
5 その他 (10点)				
(1)	経費内訳書で企画実現のために必要な経費内訳が示されているか	・経費の積算内訳の妥当性		○
(2)	その他特記事項に関し、評価できるものであるか。	・特記事項がある場合、本事業への影響度により評価		○
合 計 (200点)				

労災ケアサポート事業の企画競争に係る評価基準及び採点表

標記については、下記のとおりとする。

評価項目	内 容	必須	重点	委員1人の評価点		
				採点等	比重	評価点
1 共通事項						
(1)	事業実施にあたっての基本的な考え方として、内容欄に係るものが提示されているか、またそれは適正なものであるか。 ・仕様書記載の業務について全て提案されているか。 ・本事業の趣旨、目的を理解し、その実施に当たっての理念、基本的な考え方が示されているか。 ・仕様書等記載の遵守事項について全て遵守すると記載されているか。 ・個人情報漏洩防止の措置が的確に採られているか。 ・委託費の経理を他の事業の経理と区分して経理することとなっているか。	○		合・否	-	
2 事業実施体制 (50点)						50
(1)	組織・人員体制に関し、本事業を実施するに当たり適当なものであるか。		○	5	4	20
(2)	実施体制の確保とその確実性に関し、本事業を実施するに当たり適当なものであるか。		○	5	3	15
(3)	事業実施に当たり必要とされる専門性を有しているか。		○	5	3	15
3 事業実施方法 (120点)						120
(1)	「重度被災労働者及びその家族を対象とした訪問形式による指導の実施」の実施に関し、内容欄①～③に掲げる事項は仕様書等に照らし適当なものであるか。		○	5	3	15
	②実施基準について		○	5	3	15
	③業務処理の流れその他について		○	5	3	15
(2)	「労災年金受給者(重度被災労働者を除く)及びその家族を対象とした巡回形式による指導の実施」に関し、内容欄①～③に掲げる事項は仕様書等に照らし適当なものであるか。		○	5	2	10
	②実施基準について		○	5	2	10
	③業務処理の流れその他について		○	5	2	10
(3)	「労災ホームヘルプサービス及び労災ホームヘルパー養成研修の実施」に関し、内容欄①～③に掲げる事項は仕様書等に照らし適当なものであるか。		○	5	2	10
	②実施基準について		○	5	1	5
	③業務処理の流れその他について		○	5	2	10
(4)	その他本事業を行うにあたり必要となる業務の実施に関し、内容欄①～④に掲げる事項についての実施方針及び手法は適当なものであるか。		○	5	1	5
	②事業における質の維持・向上のための措置		○	5	1	5
	③アンケート調査の実施方針及び手法		○	5	1	5
	④業務計画及び指導実績の作成及び記録方法		○	5	1	5
4 事業実績 (20点)						20
(1)	これまでの事業実績は、本事業を受託するに当たり評価できるものであるか。		○	5	2	10
	・応募者の類似事業に関するこれまでの契約実績		○	5	2	10
5 その他 (10点)						10
(1)	経費内訳書で企画実現のために必要な経費内訳が示されているか		○	5	1	5
(2)	その他特記事項に関し、評価できるものであるか。		○	5	1	5
合 計 (200点)						200

委員の採点基準

各評価項目の採点欄は5点満点とし、「採点」に「比重」を乗じたものを評価点とする。

各委員は、各評価項目について、以下の基準に従い企画書の評価を行い、採点欄に1～5点のいずれかを記入するものとする。

- ・非常に優れている(非常に高く評価できる)→5点
- ・優れている(高く評価できる)→4点
- ・適当である(評価できる)→3点
- ・やや不適当である(評価に足らない)→2点
- ・不適当である(評価不能)→1点

22年度の入札スケジュール
(労災ケアサポート事業)

平成 22 年度

公共調達委員会	平成 22 年 12 月 21 日 (月)
公示	平成 22 年 1 月 27 日 (水)
企画競争説明会	平成 22 年 2 月 4 日 (木)
公示終了	平成 22 年 2 月 10 日 (水)
企画書提出締切日	平成 22 年 2 月 17 日 (水)
企画書評価委員会	平成 22 年 2 月 24 日 (水)
企画書等評価結果通知書 (発出)	平成 22 年 2 月 26 日 (金)
実施計画受領	平成 22 年 3 月 12 日 (金)
契約	平成 22 年 4 月 1 日 (木)

公 示

次のとおり、企画競争について公示します。

平成22年1月27日

支出負担行為担当官
厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課長 小林 洋司

1 企画競争に付する事項

(1) 事業名

労災ケアサポート事業

(2) 事業の目的

本事業は、在宅で介護、看護等を必要としている労災年金受給者及びその家族（以下「労災年金受給者等」という。）に対して労災疾病に関する専門的な知識を有する看護師等による訪問支援を実施する等により、労災年金受給者等の生命・生活維持に必要な不可欠な援護を行うことを目的とした事業である。

(3) 事業の内容

事業の目的を達成するため受託者において以下の業務を行う。

ア 傷病・障害等級が第1級～第3級の労災年金受給者（以下「重度被災労働者」という。）及びその家族を対象とした訪問形式による支援の実施

イ 労災ホームヘルプサービス及び労災ホームヘルパー養成研修の実施

ウ その他本事業を行うにあたり必要となる業務

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 平成19・20・21年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、応募時までに「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (5) 労働保険料、社会保険料の未納がないこと。
- (6) 本事業の全部を実施できる者であること。

3 特殊な技術及び設備等の条件

- (1) 本事業を実施する全期間が、職業安定法第33条の規定に基づく無料職業紹介事業の許可の有効期間内であること。

4 契約候補者の選定方法

「労災ケアサポート事業に係る企画書募集要領」に基づき、提出された企画書等について評価を行い、契約候補者として1者を選定する。

5 企画競争説明書を交付する日時及び場所

企画競争参加者に対して、下記の日時及び場所において、企画競争説明書を交付する。

(1) 日時 平成22年1月27日(水)～平成22年2月10日(水)

(土曜、日曜を除く。10:00～12:00 及び 13:00～17:00)

(2) 場所 東京都練馬区上石神井4-8-4

厚生労働省上石神井庁舎2階

労働基準局労災補償部労災保険業務室年金福祉第1係 担当：和田

電話：03-3920-3311(代)(内線336)

FAX：03-3920-0247

6 企画競争に係る説明会の開催

企画競争参加者に対して、説明会を実施する。

(1) 日時 平成22年2月4日(木) 15時～

(2) 受付先 東京都練馬区上石神井4-8-4

厚生労働省上石神井庁舎3階第1会議室 担当：和田

電話：03-3920-3311(代)(内線336)

FAX：03-3920-0247

7 企画書等募集に関する質問の受付及び回答

質問は、下記によりFAX(A4、様式自由)にて受け付ける。

(1) 受付先 5(2)に同じ

(2) 受付期間 平成22年2月12日(金)までの10:00～17:00

(3) 回答 平成22年2月15日(月)までに企画競争説明書を交付した者全員に対しFAXにて行う。

8 企画書等の提出期限等

(1) 提出期限 平成22年2月17日(水) 17時

(2) 提出先 5(2)に同じ

(3) 提出方法 直接提出(持参)とする。

9 企画提案会の開催

有効な企画書等を提出した者から、企画書等の説明を求めるために企画提案会を実施する。日時、開催場所、説明時間、出席者数の制限等については、有効な企画書等を提出した者に対して別途通知する。

10 企画書等の無効

本公示に示した競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。

11 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金 免除
- (3) その他 詳細は、「労災ケアサポート事業に係る企画書募集要領」による。

【本件担当、連絡先】

住所 : 〒177-0044 東京都練馬区上石神井4-8-4

担当 : 厚生労働省労働基準局

労災補償部労災保険業務室年金福祉第1係 担当: 和田

電話 : 03-3920-3311(代)(内線336)

FAX : 03-3920-0247

労災ケアサポート事業に係る仕様書

1 事業名

労災ケアサポート事業

2 事業の目的

本事業は、在宅で介護、看護等を必要としている労災年金受給者及びその家族（以下「労災年金受給者等」という。）に対して労災疾病に関する専門的な知識を有する看護師等による訪問支援を実施する等により、労災年金受給者等の生命・生活維持に必要不可欠な援護を行うことを目的とした事業である（事業の全体については別紙1参照）。

3 事業実施に係る組織・人員体制

本事業の全国における斉一かつ適切な実施を担保するため、以下及び別紙2に基づき組織・人員体制を確保すること。

(1) 事務所の設置

各都道府県に、傷病・障害等級が第1級～第3級の労災年金受給者（以下「重度被災労働者」という。）に対して、本事業を行うための事務所を設置すること。なお、当該事務所は、労災年金受給者等に配慮し、利便性の高い地域（県庁所在地）に設置するよう留意すること。

また、受託後は、事務所の設置・使用等に係る経費については、本事業の実施にあたって必要となるものに限り国が負担するものとする。

なお、既設置の事務所に本事業を行うための専用スペースを確保すれば、新たに事務所を設置する必要はない。

(2) 事務所の名称

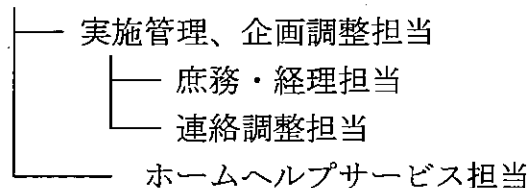
本事業実施にあたっての事務所の名称は「〇〇（都道府県名）労災ケアサポートセンター」（以下「センター」という。）とすること。

(3) 各センターを統括する組織（以下「本部」という。）を設置すること。

なお、本部の設置に係る地域、場所は特に指定しないものとする（いずれかのセンターに本部を置くことも可）。

【組織図】

責任者



(4) 本部及びセンターには、次のとおり本事業を行うための人員を配置する。

- ① 「必要な専門性」の要件を満たした者を配置すること（別紙2参照）
- ② 本部に本事業全体を統括する者を設置し本事業を円滑に実施すること
- ③ センターを統括する実施責任者を配置するとともに、来所や電話による相談者に対応するため、常勤の者を1名以上配置すること
なお、責任者が常勤である必要はない。
- ④ 下記4（2）に記載する労災ホームヘルプサービスを実施するため、本部に、労災ホームヘルパーの確保、調整及び派遣を実施する管理者として常勤スタッフを配置するとともに、各都道府県において労災ホームヘルパーを登録し、全ての都道府県で派遣できる体制を整備すること

4 事業の内容

上記2の目的を達成するため本事業では、全都道府県において、次の（1）～（3）の業務を一括して実施すること。

なお、各業務の実施に当たっては、利用者が不測の労働災害により心身に傷を負った労災年金受給者及びその家族であることから、その心情には十分に配慮を行うこと。

（1）訪問形式による支援（以下「訪問支援」という。）の実施

業務内容

重度被災労働者の居宅へ看護師等の専門スタッフが赴き、重度被災労働者及びその家族が必要とする介護、看護、健康管理等に関する支援を実施する（業務の流れについては別紙3－1参照）。

- ① 毎年4月に委託者から送付される「重度障害者居住地別一覧表」及び4月、6月、8月、10月、12月、2月（以下「毎支払期」という。）に送付される「居住地別年金受給者一覧表（新規労災年金受給者（傷病・障害等級第1級～第3級）」により、「居住地別重度被災労働者名簿」を作成する。
- ② 上記①で作成した「居住地別重度被災労働者名簿」により、同一地区もしくは隣接地区等、効率的かつ効果的な訪問ができるよう、予め訪問予定者に対して電話で訪問の趣旨を説明のうえ、訪問日時について調整を行う。

なお、支援相談事項を事前に聴取するなどにより、効果的な訪問の実施に努める。

- ③ 上記②で連絡調整した訪問予定者に対して、次の内容を記した文書を封書で郵送する。
 - ア 訪問予定日時
 - イ 訪問担当者氏名
 - ウ 訪問支援の趣旨及び内容
- ④ 上記②の電話による連絡調整ができない場合は、次の内容を記した

文書を封書で郵送し、訪問支援の日程調整を行う。

ア 訪問支援の趣旨及び内容

イ 訪問受諾の可否、訪問希望日、訪問時の相談支援内容の記入用紙、料金後納封筒（返信用で、宛名を記載済みのもの）

イにより、訪問予定者から受諾の意思表示があった場合は、上記③に準じること。

⑤ 連絡調整を終え、訪問したが当日不在であった者については、訪問支援の希望日を調整の上、再訪問すること。

また、拒否者については、訪問支援拒否者の名簿を作成するなどし、今後の訪問支援は差し控えること。

支援事項

① じん肺の者の呼吸数、脈拍数といった体調管理、せき髄損傷・頭部外傷の者に対する床ずれ管理、尿路感染防止、被災労働者の障害・傷病に適応した介護・看護の方法や車いす、介護用ベットといった介護機器の取扱い等在宅介護に必要な知識と実務、介護生活を送っていることによるメンタルのケア、健康管理に関する支援（下記②の健康管理指導医による健康管理指導を除く）

② 健康管理に関する医師による医学専門的指導・相談

ア 初回の訪問支援時に、介護生活からの運動不足又は高齢化等により、初回の訪問支援時に医師による健康管理指導が必要であると判断され、本人の同意が得られた者を対象とした健康管理指導医による指導

イ 初回の訪問支援時に、介護生活が続けることによって生じる精神不安に対する指導が必要と判断され、本人の同意が得られた者に対するメンタルケア指導医による指導

③ 労災保険制度及び労災年金定期報告等労災年金に係る各種手続（疾病等の再発に係る手続、住所変更手続等）に関する支援や介護保険、労災特別介護援護事業、障害者の自立支援策など、国や地方公共団体が実施する関連制度の紹介

対象者

重度被災労働者及びその家族を主たる対象者とする（重度被災労働者数については別紙4のとおり）。

新規重度被災労働者は、厚生労働省が別途外部事業者に委託している「新規労災年金受給者支援事業」における新規労災年金受給者説明会に参加できないことから、訪問支援の実施は、拒否者を除き、初回の労災年金受給後、6か月以内に訪問していない者が生じることの無いように留意するとともに、必要に応じて複数回訪問すること。

特定の地域、特定の重度被災労働者に偏った訪問とならないよう、年1回は訪問支援を実施するよう計画を立てて、可能な限り均衡を取るようにすること。

実施基準

各センターにおいては、重度被災労働者及びその家族に対する訪問支援を全国計23,000件以上実施すること。

留意点

支援事項①及び③に関しては労災ケアサポーターが、支援事項②に関しては各支援事項に応じた専門医が、訪問支援を実施すること。

(2) 労災ホームヘルプサービス及び労災ホームヘルパー養成研修の実施

業務内容

① 在宅で介護を要する重度被災労働者に対し、じん肺や脊髄損傷等の労災特有の障害に対する知識等を有する労災ホームヘルパーによる専門的介護の提供を実施する。

ア 専門的サービス

じん肺、せき髄損傷等労災特有の障害に応じた褥瘡の予防・措置、排泄処理などの専門的な介護サービスの提供を行う。

イ 一般的サービス

食事、入浴、排泄等生活基本動作に関する一般的な介護サービスの提供を行う。

ウ 家事援助サービス

掃除、洗濯等家事に関する援助サービスの提供を行う。

② 労災ホームヘルパー養成研修を実施する。

(①、②に係る業務の流れについては別紙3-2参照)

対象者

① 在宅で介護を要する重度被災労働者であり、当該サービスの申請をする者

② 看護師、保健師等の有資格者または訪問介護員養成研修2級課程以上修了者

実施基準

以下の平成20年度実績を実施の目安とする。

① 労災ホームヘルパーによる専門的介護の提供

年間20,000時間を限度とする。

【参考】平成20年度における介護券発行状況：17,301時間

② 労災ホームヘルパー養成研修

年2回 上半期・下半期1回ずつ開催すること。

【参考】平成20年度実績：2回開催36人養成

留意点

- ① 本業務は、本部において、利用者への労災ホームヘルパーの紹介等の一連の業務及び労災ホームヘルパーの養成研修の開催、労災ホームヘルパーの確保等に関して必要な知識を有する常勤の専門スタッフを配置し、実施することとする。
- ② その他、本業務に係る詳細は「労災ホームヘルプサービス実施要綱」及び「労災ホームヘルパー養成研修実施要綱」を参照のこと。

(3) その他本事業を行うにあたり必要となる業務

業務内容

- ① 労災年金受給者等の来所・電話相談
 労災年金受給者等の来所や電話による相談に対して、上記(1)に準じて適切に対応する。
- ② 労災年金受給者等に対して、本事業を周知するためパンフレットの作成及び配布、ホームページを活用し、効果的に広報を行う。
- ③ 本事業に係る研修の実施、業務実施要領の作成等の適切な方法により事業における質の維持・向上を図る。
- ④ アンケート調査の実施

本事業を適切かつ効率的に実施していくための基礎資料を得るため利用者に対して、サービス内容に対する評価や意見・要望等に関するアンケート調査を実施する。調査内容は別途委託者が示すこととし、当該アンケート調査は、平成22年7月から平成23年2月までの間において、訪問支援及び労災ホームヘルプサービスの利用者に対して実施するものとする。なお、調査結果は、事業実施期間終了後、受託者が全国分をとりまとめ、委託者へ提出する(参考：平成21年度「労災ケアサポート事業」に係るアンケート調査の場合、平成21年10月から平成22年2月末までの期間において、各業務の実施後、利用者にアンケート用紙に記入を求める形式で実施。)

ア 訪問支援のアンケートについては実施後、労災ケアサポーターがアンケート用紙を対象者に記入させ、自力で記入できない場合は代筆し、回収すること

イ 労災ホームヘルプサービスについては、訪問支援時に労災ケアサポーターが、対象者が労災ホームヘルプサービスを受けていることを確認した上で、訪問支援時に記入、回収すること

- ⑤ 業務計画及び支援実績等の作成・報告

各事業を計画的に実施するための業務計画を策定することとし、また、実施基準を達成できるよう都道府県ごとに業務別対象者別、支援事項別に支援実施件数や支援結果及び内容を把握し、(以下「業務実績」という。)記録する。

また、業務計画及び業務実績について、次のア及びイを四半期毎に取りまとめ、翌月10日までに遅滞なくこれを報告する。

ア 業務計画

イ 業務実績

(ア) 訪問支援

- a 都道府県別年金種別等級別実施者数(実人数)
- b 都道府県別年金種別等級別実施件数
- c a及bについて、せき損、じん肺の者数及び件数
- d 都道府県別年金種別等級別拒否者数
- e 都道府県別年金種別等級別支援内容別件数
 - ・介護、看護方法
 - ・介護保険制度
 - ・その他介護生活に関すること
 - ・健康管理
 - ・リハビリに関すること
 - ・厚生年金等との調整
 - ・定期報告
 - ・住所・金融機関等の変更
 - ・介護(補償)給付
 - ・障害者自立支援制度
 - ・その他

(イ) 医師による健康管理指導実施者数(実人数)及び実施件数

- a 都道府県別年金種別等級別実施者数(実人数)
- b 都道府県別年金種別等級別実施件数

(ウ) 労災ホームヘルプサービス

- a 券種別(1時間券・時間外券別)購入枚数
- b 利用者数(実人数)

(エ) 来所・電話相談

- a 都道府県別年金種別等級別実施者数(実人数)
- b 都道府県別年金種別等級別実施件数

5 事業の実施期間等

(1) 事業の実施期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(2) 国の委託費(予定額)

国が支払う委託費は、総額854,127千円（消費税等含む）以内である。

(3) その他

国の平成22年度予算が、平成22年4月1日までに成立しなかった場合には、上記(1)及び(2)について変更することがある

6 委託費の支出に関する考え方

- (1) 受託者が、委託費として計上することができる経費は、本事業の実施に必要な経費に限られており、本事業の目的・性質になじまない経費を委託費に計上することはできない。
- (2) 委託者は、精算時に受託者の支出を精査し、不適切と認めた場合、その経費については支出しないこと。
- (3) 委託費が契約額を超える額については、受託者の負担とする。

7 その他事業実施に必要な事項

(1) 身分証の携帯

本事業を行う際には、受託者が交付する身分証明書を携帯すること。

職 員 証 明 書	
下記の者は、厚生労働省委託労災ケアサポート事業 の労災ケアサポーターであることを証明する。	
所属	〇〇労災ケアサポートセンター
氏名	_____
受 託 者 名	顔 写 眞

(2) 備品等の管理業務

本事業の実施に関して、備品等の購入（貸与）に係る規程を定め、規程に基づき備品等を購入した（貸与を受けた）場合、受託者においては、一覧表を作成し、購入（貸与）年月日、購入（貸与）理由、廃棄（返還）年月日を記し、適切な維持管理を行うこと。

(3) 苦情等への対応

受託者は、重度被災労働者及びその家族等から苦情等（意見、異議等も含めて苦情等とする。以下同じ。）の申出があった場合には、誠心誠意対応し、速やかに解決・改善に努めるとともに、苦情等については、経過等についての記録を残すほか、本部への報告等を適切に実施すること。

なお、苦情等に対応するための規程等を策定し、適時適切な対応を図り、

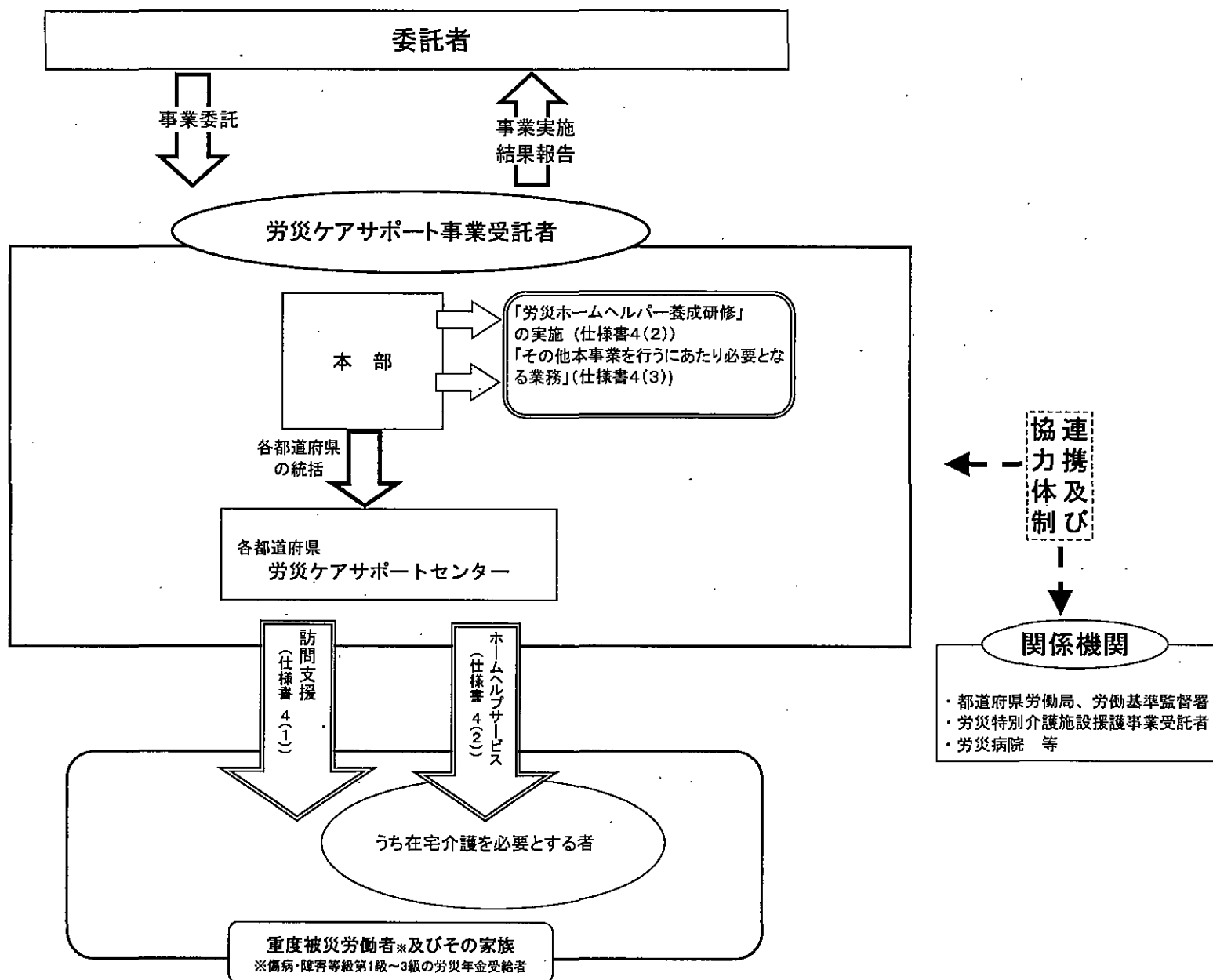
苦情等の申し立て者とのトラブルが起きないように努めること。

(4) 他機関との協力等

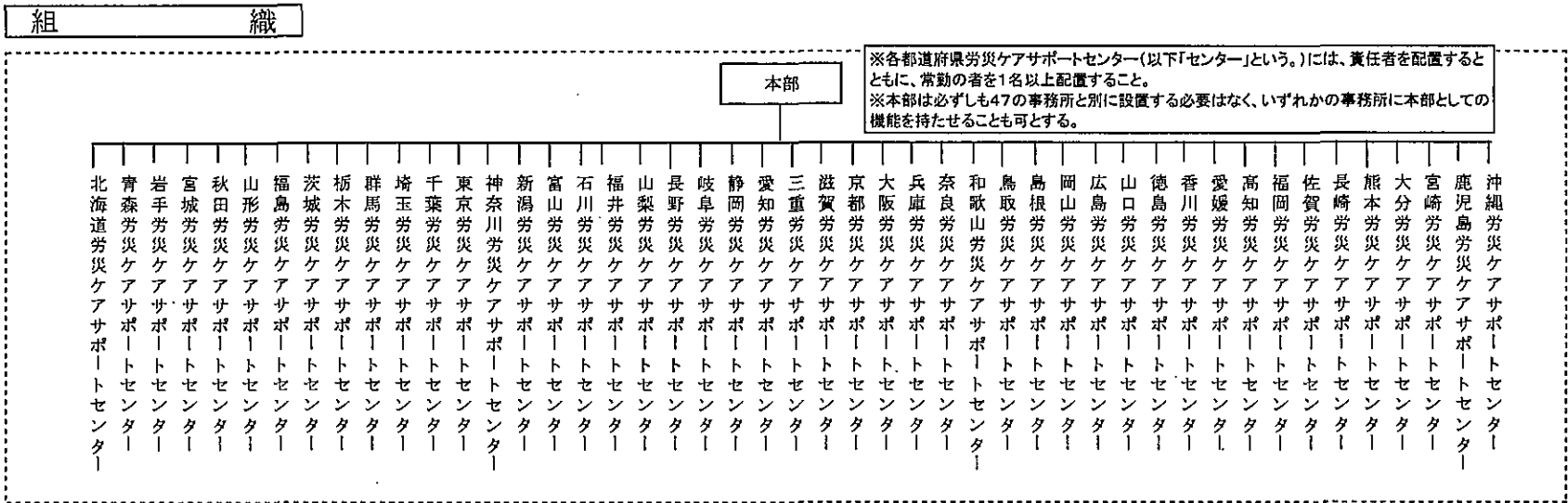
受託者は、本事業をより効果的かつ効率的に実施するため、都道府県労働局・労働基準監督署や労災病院等との連携及び協力体制を確立すること。

受託者は、厚生労働省が別途外部事業者に委託している「労災特別介護援護事業」では、在宅での介護が困難な重度被災労働者に対して、専門的な施設介護を実施していることから、在宅での介護が困難な者の把握や労災特別介護施設を退去した者の介護に関するフォローアップ、事業の周知・広報の実施に関し、労災特別介護援護事業の受託者との連携及び協力に努めること。

別紙1 労災ケアサポート事業の全体図



別紙2 労災ケアサポート事業に係る組織・人員体制



人 員 体 制

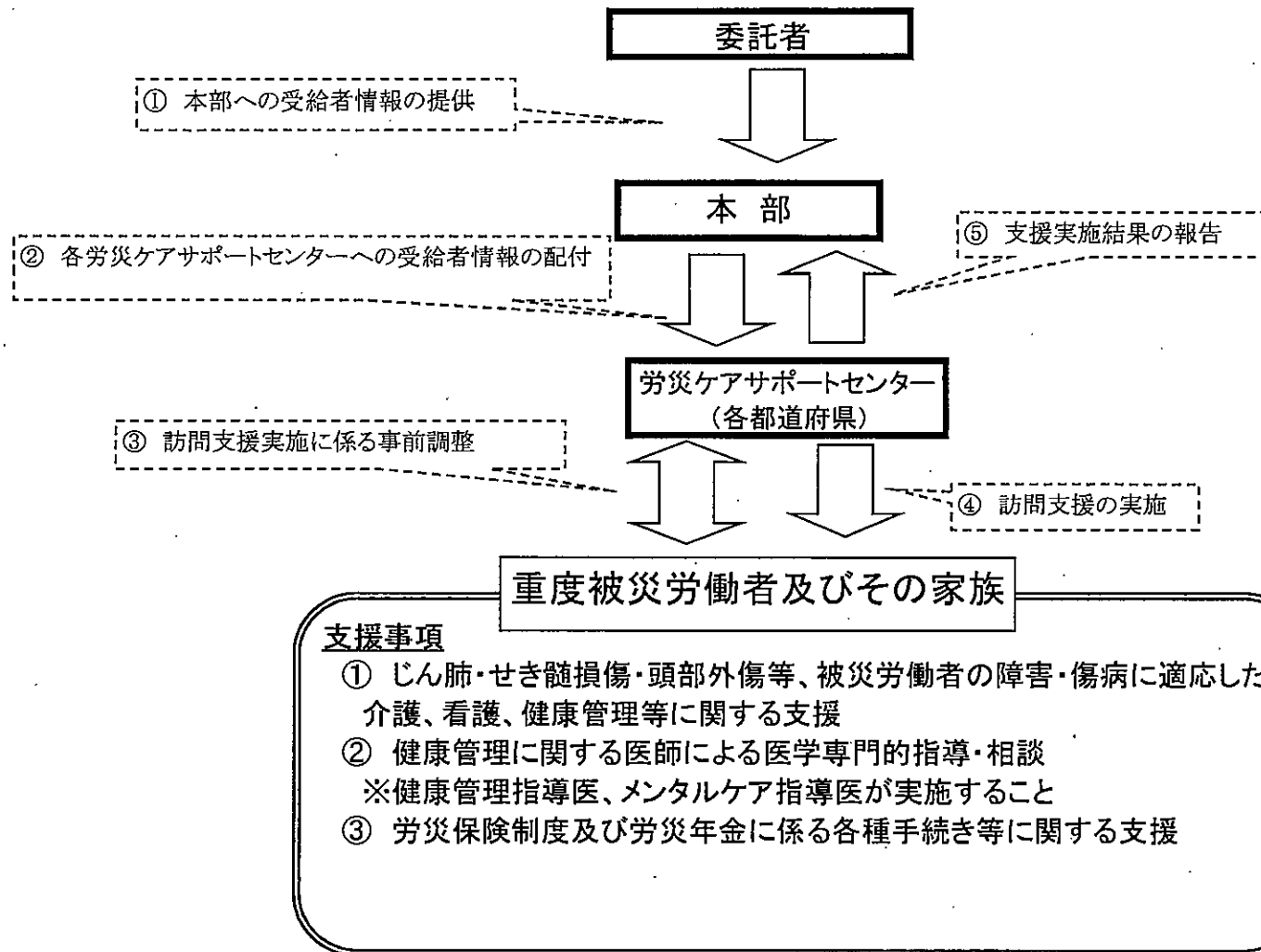
下表に従い、各センターに、労災ケアサポート事業の全国における齊一かつ適切な実施のために必要な人員の配置を行うこと。

職 種	標 準 職 務 内 容	配 置 基 準	必 要 な 専 門 性
労災ケアサポーター	仕様書4（1）に示す訪問支援のうち、支援事項①及び③に係る支援	各センター1名以上	看護師・訪問介護員養成研修（2級課程以上）修了者等であつて、被災労働者の障害・傷病に適応した介護、看護、健康管理等に関する支援、または介助、精神的ケア、労災保険制度等に係る支援に関する必要な知識・経験（医学的指導事項を除く）を有する者
健康管理指導医	仕様書4（1）に示す訪問支援のうち、支援事項②のアに係る指導	各センター1名以上	医師の資格を有し、労災による障害・傷病に関して深い知識と経験を有する者
メンタルケア指導医	仕様書4（1）に示す訪問支援のうち、支援事項②のイに係る指導	活動範囲を勘案した複数の事務所に1名	医師の資格を有し、精神疾患に深い知識と経験を有する者
労災ホームヘルプサービス及び労災ホームヘルパー養成研修担当コンサルタント	仕様書4（2）に示す労災ホームヘルプサービス及び労災ホームヘルパー養成研修業務	本部に1名以上	利用者への労災ホームヘルパーの紹介等の一連の業務及び労災ホームヘルパーの養成研修の開催に関して必要な知識を有する者

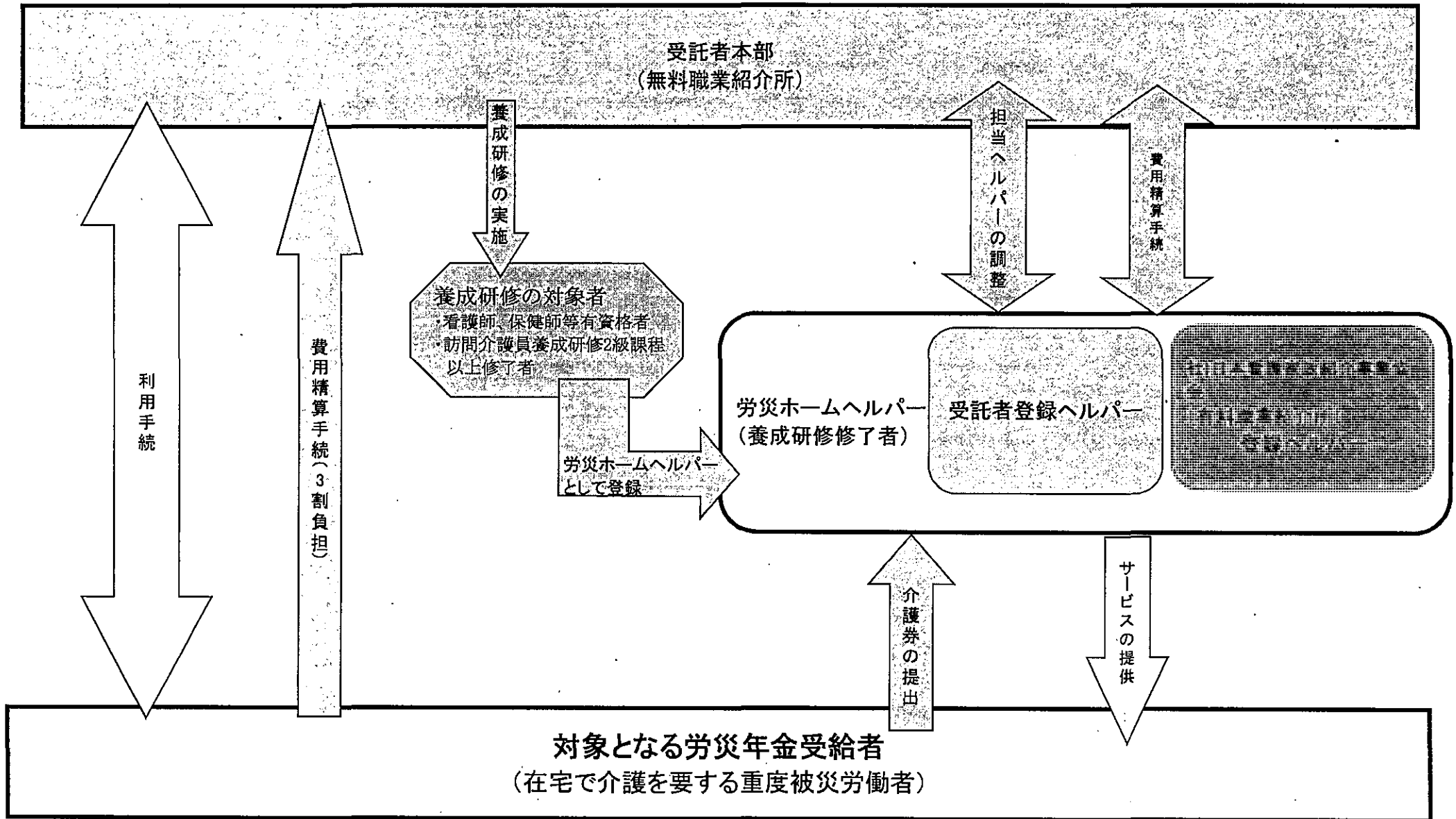
※ 1者が複数の職種についての必要な専門性を有する場合は、その有する専門性に応じて複数の業務を担当可能とする。ただし、企画書作成の際は、主として担当する職種に係る人数としてのみ計上することとし、その者が兼業可能な職種については備考欄等に表示すること。

※ この他、仕様書4（3）①～⑤に係る業務については、本部を中心とした効果的かつ効率的な実施が可能なよう、受託者にて適切な業務実施者の配置及び実施体制の整備を行うこと。

別紙3－1 訪問支援業務の標準的な流れ図



別紙3-2 労災ホームヘルプサービス業務の標準的な流れ図



別紙4 事業の規模

(居住地別) 重度被災労働者等級別一覧 (平成21年12月支払期)

	傷病				障害				合計	うち新規	(参考)	(参考)
	1級	2級	3級	小計	1級	2級	3級	小計			じん肺の者	せき損の者
01 北海道	84	89	635	808	781	242	370	1,393	2,201	125	683	559
02 青 森	45	6	24	75	108	41	79	228	303	14	17	118
03 岩 手	56	6	28	90	108	41	76	225	315	17	21	138
04 宮 城	136	14	56	206	140	62	87	289	495	25	32	249
05 秋 田	35	6	42	83	95	34	62	191	274	12	38	108
06 山 形	41	3	46	90	73	32	54	159	249	12	38	94
07 福 島	65	7	62	134	176	70	80	326	460	22	46	169
08 茨 城	41	11	54	106	199	74	118	391	497	37	47	167
09 栃 木	45	18	111	174	113	47	59	219	393	23	95	119
10 群 馬	47	17	140	204	84	44	69	197	401	26	126	117
11 埼 玉	65	16	46	127	327	125	198	650	777	52	35	280
12 千 葉	84	21	39	144	383	151	195	729	873	45	27	334
13 東 京	100	18	57	175	453	185	276	914	1,089	87	54	337
14 神奈川	77	13	88	178	469	185	235	889	1,067	78	74	337
15 新 潟	114	24	103	241	168	56	88	312	553	26	95	191
16 富 山	38	7	80	125	104	39	64	207	332	12	85	100
17 石 川	6	0	33	39	88	41	54	183	222	11	33	75
18 福 井	27	10	18	55	82	21	43	146	201	10	22	72
19 山 梨	52	5	12	69	55	22	33	110	179	6	13	80
20 長 野	32	9	48	89	184	37	92	313	402	16	40	154
21 岐 阜	38	6	86	130	169	67	95	331	461	33	79	151
22 静 岡	37	12	74	123	274	142	168	584	707	43	76	219
23 愛 知	74	13	247	334	489	160	237	886	1,220	78	234	383
24 三 重	37	6	342	385	167	84	110	361	746	28	325	154
25 滋 賀	33	8	90	131	95	46	59	200	331	17	79	82
26 京 都	32	14	105	151	170	92	113	375	526	29	93	138
27 大 阪	120	41	210	371	623	278	344	1,245	1,616	107	185	510
28 兵 庫	59	30	119	208	454	167	264	885	1,093	52	111	374
29 奈 良	19	6	25	50	89	38	54	181	231	18	23	76
30 和歌山	18	10	102	130	111	51	63	225	355	15	99	91
31 鳥 取	19	4	11	34	84	21	37	142	176	10	6	67
32 島 根	16	6	22	44	92	35	40	167	211	11	24	77
33 岡 山	66	17	300	383	200	78	122	400	783	35	305	189
34 広 島	101	33	79	213	287	126	167	580	793	54	54	274
35 山 口	40	14	32	86	133	44	88	265	351	20	31	126
36 徳 島	40	15	59	114	85	46	57	188	302	17	44	110
37 香 川	71	10	27	108	57	42	53	152	260	18	23	107
38 愛 媛	80	26	78	184	142	55	115	312	496	24	52	180
39 高 知	43	19	50	112	100	43	56	199	311	14	30	113
40 福 岡	171	32	218	421	385	146	217	748	1,169	81	177	384
41 佐 賀	53	11	58	122	48	20	29	97	219	20	56	79
42 長 崎	68	9	423	500	86	45	67	198	698	26	416	109
43 熊 本	98	32	439	569	160	64	93	317	886	42	406	195
44 大 分	63	47	641	751	108	64	64	236	987	29	676	129
45 宮 崎	75	16	179	270	83	41	64	188	458	14	173	136
46 鹿児島	61	25	111	197	122	61	81	264	461	23	91	172
47 沖 縄	35	7	17	59	57	18	45	120	179	11	6	67
合 計	2,757	769	5,866	9,392	9,060	3,623	5,234	17,917	27,309	1,525	5,495	8,490

※ 新規は平成21年2月～平成21年12月支払期合計

労災ケアサポート事業の企画競争に係る評価基準及び採点表

標記については、下記のとおりとする。

評価項目		内 容	必須	委員1人の評価点		
				採点等	比重	評価点
1 業務の実施方針 (40点)						40
(1)	業務実施の基本方針の適格性	・本事業の趣旨、目的を理解し、その実施に当たっての理念、基本的な考え方が示されているか。 ・仕様書記載の業務について全て提案されているか。 ・各都道府県に本事業を行うための専用スペースを確保しているか。 ・本事業を全国において、一括して実施する内容となっているか。 ・仕様書等記載の遵守事項について全て遵守すると記載されているか。 ・個人情報漏洩防止の措置が的確に採られているか。 ・委託費の経理を他の事業の経理と区分して経理することとなっているか。	○	合・否	-	
(2)	組織としての業務実施能力等	・契約後直ちに事業を実施できる体制であるか。	○	合・否	-	
(3)	組織・人員体制について	・本部組織、配置する人員の職種、資格、専門性、配置数等及びその組織体制 ・重度被災労働者の介護、看護、健康管理に関する専門的知識を有しているか		5	4	20
				5	4	20
2 事業実施方法 (90点)						90
(1)	「重度被災労働者及びその家族を対象とした訪問形式による指導の実施」の実施について	①業務内容、支援事項、実施体制について ②実施基準について ③業務処理の流れその他について		5	3	15
				5	3	15
				5	3	15
(2)	「労災ホームヘルプサービス及び労災ホームヘルパー養成研修の実施」について	①業務内容、指導事項、実施体制について ②実施基準について ③業務処理の流れその他について		5	2	10
				5	1	5
				5	2	10
(3)	その他本事業を行うにあたり必要となる業務の実施について	①労災年金受給者への周知・広報の実施方針及び手法 ②事業における質の維持・向上のための措置 ③アンケート調査の実施方針及び手法 ④業務計画及び指導実績の作成及び記録方法		5	1	5
				5	1	5
				5	1	5
				5	1	5
3 事業実績 (10点)						10
(1)	これまでの事業実績について	・応募者の類似事業に関する事業実施状況、規模、職員体制、利用者からの評価、事務処理状況 ・応募者の類似事業に関するこれまでの契約実績		5	1	5
				5	1	5
4 その他 (10点)						10
(1)	企画実現のために必要な経費内訳について	・経費の積算内訳の妥当性		5	1	5
(2)	その他特記事項について	・特記事項がある場合、本事業への影響度により評価		5	1	5
合 計 (150点)						150

委員の採点基準

各評価項目の採点欄は5点満点とし、「採点」に「比重」を乗じたものを評価点とする。

各委員は、各評価項目について、以下の基準に従い企画書の評価を行い、採点欄に1～5点のいずれかを記入するものとする。

- ・非常に優れている→5点
- ・優れている→4点
- ・適当である→3点
- ・やや不適当である→2点
- ・不適当である→1点

※1点の場合は、委員会で協議の上、合否判断することとする。

23 年度の入札スケジュール
(労災ケアサポート事業)

平成 23 年度

公共調達委員会	平成 23 年 1 月 27 日 (木)
公示	平成 23 年 2 月 7 日 (月)
企画競争説明会	平成 23 年 2 月 15 日 (火)
公示終了	平成 23 年 2 月 22 日 (火)
企画書提出締切日	平成 23 年 2 月 24 日 (木)
企画書評価委員会	平成 23 年 2 月 25 日 (金)
企画書等評価結果通知書 (発出)	平成 23 年 2 月 28 日 (月)
実施計画受領	平成 23 年 3 月 15 日 (火)
契約	平成 23 年 4 月 1 日 (金)

公 示

次のとおり、企画競争について公示します。

平成23年2月7日

支出負担行為担当官
厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課長 木暮 康二

1 企画競争に付する事項

(1) 事業名

労災ケアサポート事業（北海道ブロック）

(2) 事業の目的

本事業は、在宅で介護、看護等を必要としている傷病・障害等級が第1級～第3級の労災年金受給者（以下「重度被災労働者」という。）及びその家族（以下「重度被災労働者等」という。）に対して、せき髄損傷等労働災害特有の傷病・障害に関する専門的な知識を有する看護師等による訪問支援を実施すること等により、重度被災労働者の生命・生活維持に必要な援護を図ることを目的とした事業である。

(3) 事業の内容

事業の目的を達成するため受託者において以下の業務を行う。

- ア 重度被災労働者等を対象とした訪問形式による支援の実施
- イ 労災ホームヘルプサービスの実施
- ウ その他本事業を行うにあたり必要となる業務

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成22・23・24年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (4) 労働保険に加入しており、かつ労働保険料の滞納がないこと（直近2年間の労働保険料の未納が無いこと）。
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であること。
- (7) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

3 契約候補者の選定方法

「労災ケアサポート事業に係る企画書募集要領」に基づき、提出された企画書等について評価を行い、契約候補者として1者を選定する。

4 企画競争説明書を交付する日時及び場所

企画競争参加者に対して、下記の日時及び場所において、企画競争説明書を交付する。

- (1) 日時 平成23年2月7日(月)～平成23年2月22日(火)
(土曜、日曜、祝祭日を除く。10:00～12:00 及び 13:00～17:00)
- (2) 場所 東京都練馬区上石神井4-8-4
厚生労働省上石神井庁舎3階
労働基準局労災補償部労災保険業務課年金福祉第1係 担当：細田
電話：03-3920-3311(代)(内線335)
FAX:03-3920-0247
- (3) 企画競争説明書について、郵送による配布を希望の場合は、上記までその旨の一報を入れること。

5 企画競争に係る説明会の開催

企画競争参加者に対して、説明会を実施する。

- (1) 日時 平成23年2月15日(火) 11時
- (2) 受付先 東京都練馬区上石神井4-8-4
厚生労働省上石神井庁舎3階会議室 担当：細田
電話：03-3920-3311(代)(内線335)
FAX:03-3920-0247

6 企画書等募集に関する質問の受付及び回答

質問は、下記によりFAX(A4、様式自由)にて受け付ける。

- (1) 受付先 4(2)に同じ
- (2) 受付期間 平成23年2月22日(火)までの10:00～17:00
- (3) 回答 平成23年2月23日(水)までに企画競争説明書を交付した者全員に対しFAXにて行う。

7 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限 平成23年2月24日(木) 17時
- (2) 提出先 4(2)に同じ
- (3) 提出方法 直接提出(持参)又は郵送による提出とする。
なお、郵送の場合においては、上記(1)の提出期限までに必着のこと。

8 企画提案会の開催

有効な企画書等を提出した者から、企画書等の説明を求めるために企画提案会を実施する。日時、開催場所、説明時間、出席者数の制限等については、有効な企画書等を提出した者に対して別途通知する。

9 企画書等の無効

本公示に示した競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金 免除
- (3) その他 詳細は、「労災ケアサポート事業に係る企画書募集要領」による。

【本件担当、連絡先】

住所 : 〒177-0044 東京都練馬区上石神井4-8-4

担当 : 厚生労働省労働基準局

労災補償部労災保険業務課年金福祉第1係 担当: 細田

電話 : 03-3920-3311(代)(内線335)

FAX : 03-3920-0247

公 示

次のとおり、企画競争について公示します。

平成23年2月7日

支出負担行為担当官
厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課長 木暮 康二

1 企画競争に付する事項

(1) 事業名

労災ケアサポート事業（東北ブロック）

(2) 事業の目的

本事業は、在宅で介護、看護等を必要としている傷病・障害等級が第1級～第3級の労災年金受給者（以下「重度被災労働者」という。）及びその家族（以下「重度被災労働者等」という。）に対して、せき髄損傷等労働災害特有の傷病・障害に関する専門的な知識を有する看護師等による訪問支援を実施すること等により、重度被災労働者の生命・生活維持に必要な援護を図ることを目的とした事業である。

(3) 事業の内容

事業の目的を達成するため受託者において以下の業務を行う。

- ア 重度被災労働者等を対象とした訪問形式による支援の実施
- イ 労災ホームヘルプサービスの実施
- ウ その他本事業を行うにあたり必要となる業務

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成22・23・24年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (4) 労働保険に加入しており、かつ労働保険料の滞納がないこと（直近2年間の労働保険料の未納が無いこと）。
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であること。
- (7) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

3 契約候補者の選定方法

「労災ケアサポート事業に係る企画書募集要領」に基づき、提出された企画書等について評価を行い、契約候補者として1者を選定する。

4 企画競争説明書を交付する日時及び場所

企画競争参加者に対して、下記の日時及び場所において、企画競争説明書を交付する。

- (1) 日時 平成23年2月7日(月)～平成23年2月22日(火)
(土曜、日曜、祝祭日を除く。10:00～12:00 及び 13:00～17:00)
- (2) 場所 東京都練馬区上石神井4-8-4
厚生労働省上石神井庁舎3階
労働基準局労災補償部労災保険業務課年金福祉第1係 担当：細田
電話：03-3920-3311(代)(内線335)
FAX:03-3920-0247
- (3) 企画競争説明書について、郵送による配布を希望の場合は、上記までその旨の一報を入れること。

5 企画競争に係る説明会の開催

企画競争参加者に対して、説明会を実施する。

- (1) 日時 平成23年2月15日(火) 11時
- (2) 受付先 東京都練馬区上石神井4-8-4
厚生労働省上石神井庁舎3階会議室 担当：細田
電話：03-3920-3311(代)(内線335)
FAX:03-3920-0247

6 企画書等募集に関する質問の受付及び回答

質問は、下記によりFAX(A4、様式自由)にて受け付ける。

- (1) 受付先 4(2)に同じ
- (2) 受付期間 平成23年2月22日(火)までの10:00～17:00
- (3) 回答 平成23年2月23日(水)までに企画競争説明書を交付した者全員に対しFAXにて行う。

7 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限 平成23年2月24日(木) 17時
- (2) 提出先 4(2)に同じ
- (3) 提出方法 直接提出(持参)又は郵送による提出とする。
なお、郵送の場合においては、上記(1)の提出期限までに必着のこと。

8 企画提案会の開催

有効な企画書等を提出した者から、企画書等の説明を求めるために企画提案会を実施する。日時、開催場所、説明時間、出席者数の制限等については、有効な企画書等を提出した者に対して別途通知する。

9 企画書等の無効

本公示に示した競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金 免除
- (3) その他 詳細は、「労災ケアサポート事業に係る企画書募集要領」による。

【本件担当、連絡先】

住所 : 〒177-0044 東京都練馬区上石神井4-8-4
担当 : 厚生労働省労働基準局
 労災補償部労災保険業務課年金福祉第1係 担当: 細田
電話 : 03-3920-3311(代)(内線335)
FAX : 03-3920-0247

公 示

次のとおり、企画競争について公示します。

平成23年2月7日

支出負担行為担当官

厚生労働省労働基準局

労災補償部労災管理課長 木暮 康二

1 企画競争に付する事項

(1) 事業名

労災ケアサポート事業（関東甲信越ブロック）

(2) 事業の目的

本事業は、在宅で介護、看護等を必要としている傷病・障害等級が第1級～第3級の労災年金受給者（以下「重度被災労働者」という。）及びその家族（以下「重度被災労働者等」という。）に対して、せき髄損傷等労働災害特有の傷病・障害に関する専門的な知識を有する看護師等による訪問支援を実施すること等により、重度被災労働者の生命・生活維持に必要な援護を図ることを目的とした事業である。

(3) 事業の内容

事業の目的を達成するため受託者において以下の業務を行う。

ア 重度被災労働者等を対象とした訪問形式による支援の実施

イ 労災ホームヘルプサービス及び労災ホームヘルパー養成研修の実施

ウ その他本事業を行うにあたり必要となる業務

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成22・23・24年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (4) 労働保険に加入しており、かつ労働保険料の滞納がないこと（直近2年間の労働保険料の未納が無いこと）。
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であること。
- (7) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

3 契約候補者の選定方法

「労災ケアサポート事業に係る企画書募集要領」に基づき、提出された企画書等について評価を行い、契約候補者として1者を選定する。

4 企画競争説明書を交付する日時及び場所

企画競争参加者に対して、下記の日時及び場所において、企画競争説明書を交付する。

- (1) 日時 平成23年2月7日（月）～平成23年2月22日（火）
（土曜、日曜、祝祭日を除く。10:00～12:00 及び 13:00～17:00）
- (2) 場所 東京都練馬区上石神井4-8-4
厚生労働省上石神井庁舎3階
労働基準局労災補償部労災保険業務課年金福祉第1係 担当：細田
電話：03-3920-3311（代）（内線335）
FAX：03-3920-0247
- (3) 企画競争説明書について、郵送による配布を希望の場合は、上記までその旨の一報を入れること。

5 企画競争に係る説明会の開催

企画競争参加者に対して、説明会を実施する。

- (1) 日時 平成23年2月15日（火）11時
- (2) 受付先 東京都練馬区上石神井4-8-4
厚生労働省上石神井庁舎3階会議室 担当：細田
電話：03-3920-3311（代）（内線335）
FAX：03-3920-0247

6 企画書等募集に関する質問の受付及び回答

質問は、下記によりFAX（A4、様式自由）にて受け付ける。

- (1) 受付先 4（2）に同じ
- (2) 受付期間 平成23年2月22日（火）までの10:00～17:00
- (3) 回答 平成23年2月23日（水）までに企画競争説明書を交付した者全員に対しFAXにて行う。

7 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限 平成23年2月24日（木）17時
- (2) 提出先 4（2）に同じ
- (3) 提出方法 直接提出（持参）又は郵送による提出とする。
なお、郵送の場合においては、上記（1）の提出期限までに必着のこと。

8 企画提案会の開催

有効な企画書等を提出した者から、企画書等の説明を求めるために企画提案会を実施する。日時、開催場所、説明時間、出席者数の制限等については、有効な企画書等を提出した者に対して別途通知する。

9 企画書等の無効

本公示に示した競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金 免除
- (3) その他 詳細は、「労災ケアサポート事業に係る企画書募集要領」による。

【本件担当、連絡先】

住所 : 〒177-0044 東京都練馬区上石神井4-8-4

担当 : 厚生労働省労働基準局

労災補償部労災保険業務課年金福祉第1係 担当: 細田

電話 : 03-3920-3311(代)(内線335)

FAX : 03-3920-0247

公 示

次のとおり、企画競争について公示します。

平成23年2月7日

支出負担行為担当官
厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課長 木暮 康二

1 企画競争に付する事項

(1) 事業名

労災ケアサポート事業（東海・北陸ブロック）

(2) 事業の目的

本事業は、在宅で介護、看護等を必要としている傷病・障害等級が第1級～第3級の労災年金受給者（以下「重度被災労働者」という。）及びその家族（以下「重度被災労働者等」という。）に対して、せき髄損傷等労働災害特有の傷病・障害に関する専門的な知識を有する看護師等による訪問支援を実施すること等により、重度被災労働者の生命・生活維持に必要な援護を図ることを目的とした事業である。

(3) 事業の内容

事業の目的を達成するため受託者において以下の業務を行う。

- ア 重度被災労働者等を対象とした訪問形式による支援の実施
- イ 労災ホームヘルプサービスの実施
- ウ その他本事業を行うにあたり必要となる業務

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成22・23・24年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (4) 労働保険に加入しており、かつ労働保険料の滞納がないこと（直近2年間の労働保険料の未納が無いこと）。
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であること。
- (7) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

3 契約候補者の選定方法

「労災ケアサポート事業に係る企画書募集要領」に基づき、提出された企画書等について評価を行い、契約候補者として1者を選定する。

4 企画競争説明書を交付する日時及び場所

企画競争参加者に対して、下記の日時及び場所において、企画競争説明書を交付する。

- (1) 日時 平成23年2月7日(月)～平成23年2月22日(火)
(土曜、日曜、祝祭日を除く。10:00～12:00 及び 13:00～17:00)
- (2) 場所 東京都練馬区上石神井4-8-4
厚生労働省上石神井庁舎3階
労働基準局労災補償部労災保険業務課年金福祉第1係 担当：細田
電話：03-3920-3311(代)(内線335)
FAX: 03-3920-0247
- (3) 企画競争説明書について、郵送による配布を希望の場合は、上記までその旨の一報を入れること。

5 企画競争に係る説明会の開催

企画競争参加者に対して、説明会を実施する。

- (1) 日時 平成23年2月15日(火) 11時
- (2) 受付先 東京都練馬区上石神井4-8-4
厚生労働省上石神井庁舎3階会議室 担当：細田
電話：03-3920-3311(代)(内線335)
FAX: 03-3920-0247

6 企画書等募集に関する質問の受付及び回答

質問は、下記によりFAX(A4、様式自由)にて受け付ける。

- (1) 受付先 4(2)に同じ
- (2) 受付期間 平成23年2月22日(火)までの10:00～17:00
- (3) 回答 平成23年2月23日(水)までに企画競争説明書を交付した者全員に対しFAXにて行う。

7 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限 平成23年2月24日(木) 17時
- (2) 提出先 4(2)に同じ
- (3) 提出方法 直接提出(持参)又は郵送による提出とする。
なお、郵送の場合においては、上記(1)の提出期限までに必着のこと。

8 企画提案会の開催

有効な企画書等を提出した者から、企画書等の説明を求めるために企画提案会を実施する。日時、開催場所、説明時間、出席者数の制限等については、有効な企画書等を提出した者に対して別途通知する。

9 企画書等の無効

本公示に示した競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金 免除
- (3) その他 詳細は、「労災ケアサポート事業に係る企画書募集要領」による。

【本件担当、連絡先】

住所 : 〒177-0044 東京都練馬区上石神井4-8-4

担当 : 厚生労働省労働基準局

労災補償部労災保険業務課年金福祉第1係 担当: 細田

電話 : 03-3920-3311(代)(内線335)

FAX : 03-3920-0247

公 示

次のとおり、企画競争について公示します。

平成23年2月7日

支出負担行為担当官
厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課長 木暮 康二

1 企画競争に付する事項

(1) 事業名

労災ケアサポート事業（近畿ブロック）

(2) 事業の目的

本事業は、在宅で介護、看護等を必要としている傷病・障害等級が第1級～第3級の労災年金受給者（以下「重度被災労働者」という。）及びその家族（以下「重度被災労働者等」という。）に対して、せき髄損傷等労働災害特有の傷病・障害に関する専門的な知識を有する看護師等による訪問支援を実施すること等により、重度被災労働者の生命・生活維持に必要な援護を図ることを目的とした事業である。

(3) 事業の内容

事業の目的を達成するため受託者において以下の業務を行う。

- ア 重度被災労働者等を対象とした訪問形式による支援の実施
- イ 労災ホームヘルプサービスの実施
- ウ その他本事業を行うにあたり必要となる業務

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成22・23・24年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (4) 労働保険に加入しており、かつ労働保険料の滞納がないこと（直近2年間の労働保険料の未納が無いこと）。
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であること。
- (7) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

3 契約候補者の選定方法

「労災ケアサポート事業に係る企画書募集要領」に基づき、提出された企画書等について評価を行い、契約候補者として1者を選定する。

4 企画競争説明書を交付する日時及び場所

企画競争参加者に対して、下記の日時及び場所において、企画競争説明書を交付する。

- (1) 日時 平成23年2月7日(月)～平成23年2月22日(火)
(土曜、日曜、祝祭日を除く。10:00～12:00 及び 13:00～17:00)
- (2) 場所 東京都練馬区上石神井4-8-4
厚生労働省上石神井庁舎3階
労働基準局労災補償部労災保険業務課年金福祉第1係 担当：細田
電話：03-3920-3311(代)(内線335)
FAX:03-3920-0247
- (3) 企画競争説明書について、郵送による配布を希望の場合は、上記までその旨の一報を入れること。

5 企画競争に係る説明会の開催

企画競争参加者に対して、説明会を実施する。

- (1) 日時 平成23年2月15日(火) 11時
- (2) 受付先 東京都練馬区上石神井4-8-4
厚生労働省上石神井庁舎3階会議室 担当：細田
電話：03-3920-3311(代)(内線335)
FAX:03-3920-0247

6 企画書等募集に関する質問の受付及び回答

質問は、下記によりFAX(A4、様式自由)にて受け付ける。

- (1) 受付先 4(2)に同じ
- (2) 受付期間 平成23年2月22日(火)までの10:00～17:00
- (3) 回答 平成23年2月23日(水)までに企画競争説明書を交付した者全員に対しFAXにて行う。

7 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限 平成23年2月24日(木) 17時
- (2) 提出先 4(2)に同じ
- (3) 提出方法 直接提出(持参)又は郵送による提出とする。
なお、郵送の場合においては、上記(1)の提出期限までに必着のこと。

8 企画提案会の開催

有効な企画書等を提出した者から、企画書等の説明を求めるために企画提案会を実施する。日時、開催場所、説明時間、出席者数の制限等については、有効な企画書等を提出した者に対して別途通知する。

9 企画書等の無効

本公示に示した競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金 免除
- (3) その他 詳細は、「労災ケアサポート事業に係る企画書募集要領」による。

【本件担当、連絡先】

住所 : 〒177-0044 東京都練馬区上石神井4-8-4
担当 : 厚生労働省労働基準局
 労災補償部労災保険業務課年金福祉第1係 担当: 細田
電話 : 03-3920-3311(代)(内線335)
FAX : 03-3920-0247

公 示

次のとおり、企画競争について公示します。

平成23年2月7日

支出負担行為担当官
厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課長 木暮 康二

1 企画競争に付する事項

(1) 事業名

労災ケアサポート事業（中国・四国ブロック）

(2) 事業の目的

本事業は、在宅で介護、看護等を必要としている傷病・障害等級が第1級～第3級の労災年金受給者（以下「重度被災労働者」という。）及びその家族（以下「重度被災労働者等」という。）に対して、せき髄損傷等労働災害特有の傷病・障害に関する専門的な知識を有する看護師等による訪問支援を実施すること等により、重度被災労働者の生命・生活維持に必要な援護を図ることを目的とした事業である。

(3) 事業の内容

事業の目的を達成するため受託者において以下の業務を行う。

- ア 重度被災労働者等を対象とした訪問形式による支援の実施
- イ 労災ホームヘルプサービスの実施
- ウ その他本事業を行うにあたり必要となる業務

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成22・23・24年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (4) 労働保険に加入しており、かつ労働保険料の滞納がないこと（直近2年間の労働保険料の未納が無いこと）。
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であること。
- (7) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

3 契約候補者の選定方法

「労災ケアサポート事業に係る企画書募集要領」に基づき、提出された企画書等について評価を行い、契約候補者として1者を選定する。

4 企画競争説明書を交付する日時及び場所

企画競争参加者に対して、下記の日時及び場所において、企画競争説明書を交付する。

- (1) 日時 平成23年2月7日(月)～平成23年2月22日(火)
(土曜、日曜、祝祭日を除く。10:00～12:00 及び 13:00～17:00)
- (2) 場所 東京都練馬区上石神井4-8-4
厚生労働省上石神井庁舎3階
労働基準局労災補償部労災保険業務課年金福祉第1係 担当：細田
電話：03-3920-3311(代)(内線335)
FAX:03-3920-0247
- (3) 企画競争説明書について、郵送による配布を希望の場合は、上記までその旨の一報を入れること。

5 企画競争に係る説明会の開催

企画競争参加者に対して、説明会を実施する。

- (1) 日時 平成23年2月15日(火) 11時
- (2) 受付先 東京都練馬区上石神井4-8-4
厚生労働省上石神井庁舎3階会議室 担当：細田
電話：03-3920-3311(代)(内線335)
FAX:03-3920-0247

6 企画書等募集に関する質問の受付及び回答

質問は、下記によりFAX(A4、様式自由)にて受け付ける。

- (1) 受付先 4(2)に同じ
- (2) 受付期間 平成23年2月22日(火)までの10:00～17:00
- (3) 回答 平成23年2月23日(水)までに企画競争説明書を交付した者全員に対しFAXにて行う。

7 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限 平成23年2月24日(木) 17時
- (2) 提出先 4(2)に同じ
- (3) 提出方法 直接提出(持参)又は郵送による提出とする。
なお、郵送の場合においては、上記(1)の提出期限までに必着のこと。

8 企画提案会の開催

有効な企画書等を提出した者から、企画書等の説明を求めるために企画提案会を実施する。日時、開催場所、説明時間、出席者数の制限等については、有効な企画書等を提出した者に対して別途通知する。

9 企画書等の無効

本公示に示した競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金 免除
- (3) その他 詳細は、「労災ケアサポート事業に係る企画書募集要領」による。

【本件担当、連絡先】

住所 : 〒177-0044 東京都練馬区上石神井4-8-4

担当 : 厚生労働省労働基準局

労災補償部労災保険業務課年金福祉第1係 担当: 細田

電話 : 03-3920-3311(代)(内線335)

FAX : 03-3920-0247

公 示

次のとおり、企画競争について公示します。

平成23年2月7日

支出負担行為担当官
厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課長 木暮 康二

1 企画競争に付する事項

(1) 事業名

労災ケアサポート事業（九州・沖縄ブロック）

(2) 事業の目的

本事業は、在宅で介護、看護等を必要としている傷病・障害等級が第1級～第3級の労災年金受給者（以下「重度被災労働者」という。）及びその家族（以下「重度被災労働者等」という。）に対して、せき髄損傷等労働災害特有の傷病・障害に関する専門的な知識を有する看護師等による訪問支援を実施すること等により、重度被災労働者の生命・生活維持に必要な援護を図ることを目的とした事業である。

(3) 事業の内容

事業の目的を達成するため受託者において以下の業務を行う。

- ア 重度被災労働者等を対象とした訪問形式による支援の実施
- イ 労災ホームヘルプサービスの実施
- ウ その他本事業を行うにあたり必要となる業務

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成22・23・24年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (4) 労働保険に加入しており、かつ労働保険料の滞納がないこと（直近2年間の労働保険料の未納が無いこと）。
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であること。
- (7) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

3 契約候補者の選定方法

「労災ケアサポート事業に係る企画書募集要領」に基づき、提出された企画書等について評価を行い、契約候補者として1者を選定する。

4 企画競争説明書を交付する日時及び場所

企画競争参加者に対して、下記の日時及び場所において、企画競争説明書を交付する。

- (1) 日時 平成23年2月7日(月)～平成23年2月22日(火)
(土曜、日曜、祝祭日を除く。10:00～12:00 及び 13:00～17:00)
- (2) 場所 東京都練馬区上石神井4-8-4
厚生労働省上石神井庁舎3階
労働基準局労災補償部労災保険業務課年金福祉第1係 担当：細田
電話：03-3920-3311(代)(内線335)
FAX:03-3920-0247
- (3) 企画競争説明書について、郵送による配布を希望の場合は、上記までその旨の一報を入れること。

5 企画競争に係る説明会の開催

企画競争参加者に対して、説明会を実施する。

- (1) 日時 平成23年2月15日(火) 11時
- (2) 受付先 東京都練馬区上石神井4-8-4
厚生労働省上石神井庁舎3階会議室 担当：細田
電話：03-3920-3311(代)(内線335)
FAX:03-3920-0247

6 企画書等募集に関する質問の受付及び回答

質問は、下記によりFAX(A4、様式自由)にて受け付ける。

- (1) 受付先 4(2)に同じ
- (2) 受付期間 平成23年2月22日(火)までの10:00～17:00
- (3) 回答 平成23年2月23日(水)までに企画競争説明書を交付した者全員に対しFAXにて行う。

7 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限 平成23年2月24日(木) 17時
- (2) 提出先 4(2)に同じ
- (3) 提出方法 直接提出(持参)又は郵送による提出とする。
なお、郵送の場合においては、上記(1)の提出期限までに必着のこと。

8 企画提案会の開催

有効な企画書等を提出した者から、企画書等の説明を求めるために企画提案会を実施する。日時、開催場所、説明時間、出席者数の制限等については、有効な企画書等を提出した者に対して別途通知する。

9 企画書等の無効

本公示に示した競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金 免除
- (3) その他 詳細は、「労災ケアサポート事業に係る企画書募集要領」による。

【本件担当、連絡先】

住所 : 〒177-0044 東京都練馬区上石神井4-8-4
担当 : 厚生労働省労働基準局
 労災補償部労災保険業務課年金福祉第1係 担当: 細田
電話 : 03-3920-3311(代)(内線335)
FAX : 03-3920-0247

労災ケアサポート事業に係る仕様書

第1 総則

1 事業名

別紙1のとおり。7ブロックそれぞれについて企画競争を実施するものである。

2 本書の位置づけ

本仕様書（以下「仕様書」という。）は厚生労働省労働基準局長（以下「委託者」という。）が労災ケアサポート事業を実施する民間業者等（以下「受託者」という。）を募集・選定するに当たり、企画競争に参加する事業者（以下「企画競争参加者」という。）に、業務内容等を示し、企画競争参加者の提案に具体的な指針を与えることとしたものである。

企画競争参加者は、自由に提案を行うことができるものとするが、その際には、公示、労災ケアサポート事業に係る企画書募集要領において示された諸条件を必ず遵守し、本事業の目的に適するものとするよう十分留意して提案を行うこと。なお、委託者は、企画競争参加者からの提案内容を企画競争に係る評価基準書に基づき行うこととしているので、各項目についての知識、経験、配置数、実施手法など企画競争参加者が有する特徴を明確にすること。

なお、仕様書において、「重度被災労働者」とは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく傷病（補償）年金及び障害（補償）年金を受給する傷病等級又は障害等級が第1級から第3級までの被災労働者を指す。

3 本事業の目的

重度被災労働者は、全国で約3万人に上り、これら重度被災労働者は、一般の障害者とは異なり、せき髄損傷、けい髄損傷、頭部外傷、じん肺など労働災害特有の傷病などによる障害を有する者が多く、特に、褥瘡、尿路障害等の併発疾病や呼吸困難、肺炎等の合併症を発症しやすいなど、加齢による一般的な身体的能力の低下とは異なる、労災被災者に特有の症状がみられる。また、これら重度被災労働者及びその家族（以下「重度被災労働者等」という。）の核家族化の進展等に伴い、健康や介護に関する深刻な問題が生じているところである。

このような状況に鑑み、在宅で介護、看護等を必要としている重度被災労働者等に対して、せき髄損傷等労働災害特有の傷病・障害に関する専門的な知識を有する看護師等による訪問支援を実施すること等により、重度被災労働者の生命・生活維持に必要な援護を図ることを目的とした事業である（事業の全体については別紙3参照）。

4 ブロック対象区域

各ブロックにおいて、別紙2の対象区域に居住する本事業の対象者に対し事業を実施する。

5 事業の実施期間等

(1) 事業の実施期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(2) 国の委託費(予定額)

各ブロックにおいて、国が支払う委託費総額は、別紙2の委託費総額のとおりである。

(3) その他

国の平成23年度予算が、平成23年4月1日までに成立しない等の事案が生じた場合には、上記(1)及び(2)について別途協議することとする。

6 委託費に関する考え方

(1) 受託者が、委託費として計上することができる経費は、本事業の実施に必要な経費に限られており、本事業の目的・性質になじまない経費を委託費に計上することはできない。

(2) 委託者が、精算時に受託者の支出を精査し、不適切と認めた場合、その経費については支出しない。

(3) 委託費が契約額を超える額については、受託者の負担とする。

(4) 受託者は委託費の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

7 公正な取扱い

(1) 受託者は、本事業実施に当たり、利用者に均質かつ適切な介護支援サービスを提供し、正当な理由なく介護支援サービスの提供を拒んではならない。

(2) 受託者は、本事業における利用者の取扱いについて、当該事業以外の場合で自らが行う事業の利用の有無により区別してはならない。

第2. 労災ケアサポート事業の概要

1 事業運営の概要

受託者は本事業を利用者に均質かつ適切に実施するため、以下に基づき人員を配置すること。

(1) 労災ケアサポーター

看護師の資格を有し、せき髄損傷・頭部外傷の者に対する床ずれ管理、尿路

感染防止、じん肺の者の呼吸数、脈拍数といった体調管理など、被災労働者の障害・傷病に適応した介護・看護の方法や車いす、介護用ベッドといった介護機器の取扱い等在宅介護に必要な知識と経験、介護生活を送っていることによるメンタルのケア、健康管理に関する支援を行う事の出来る専門的知識と経験を有する者（以下「労災ケアサポーター」という。）を配置すること。

(2) 健康管理指導医

労災ケアサポーターによる訪問支援時に、介護生活からの運動不足等により、医師による健康管理指導が必要であると判断され、本人の同意が得られた者に対し、本人の症状にあった健康管理、保健衛生指導、疾病予防等の医学専門的指導を行うため、医師の資格を有し、労災による障害・傷病に関して、専門的知識と経験を有する者（内科、循環器内科等の医師。以下「健康管理指導医」という。）を配置すること。

(3) メンタルケア指導医

労災ケアサポーターによる訪問支援時に、介護生活を続けることによって生じる精神不安等に対する指導が必要であると判断され、本人の同意が得られた者に対し、本人の精神的不安要因の聴取とその解消についての医学的専門的指導を行うため、医師の資格を有し、精神疾患に専門的知識と経験を有する者（心療内科、精神科等の医師。以下「メンタルケア指導医」という。）を配置すること。

(4) 事業管理責任者等

本事業を統括する常勤職員を配置するほか、本事業を円滑に実施する体制整備を行うこと。

2 事業の内容

上記第1の3の目的を達成するため本事業では、対象者に対して、次の業務を一括して実施すること。

なお、各業務の実施にあたっては、本事業の対象者は不測の労働災害により心身に傷を負った重度被災労働者であることから、その心情には十分に配慮を行い対応すること。

(1) 訪問形式による支援(以下「訪問支援」という。)の実施

在宅介護が必要で、外出が困難な65歳未満の重度被災労働者の居宅へ労災ケアサポーター等の専門スタッフが赴き、重度被災労働者等が必要とする在宅介護、看護、健康管理等に関する支援を実施する（業務の流れについては別紙4-1参照）。

① 業務の流れ

ア 委託者が提供する重度被災労働者居住地別一覧表等により、訪問支援対象者名簿を作成する。

イ 上記で作成した対象者名簿により、同一地区もしくは隣接地区等、効率的かつ効果的な訪問ができるよう、訪問予定者に対して電話で訪問の趣旨を説明のうえ、訪問日時について調整を行う。

なお、支援相談事項を事前に聴取するなどにより、効果的な訪問の実施に努め、1日当たりの訪問支援件数は、2件以上を目途に計画を策定すること。

ウ 上記イで連絡調整した訪問予定者に対して、次の内容を記した文書を封書で郵送する。

- (ア) 訪問予定日時
- (イ) 訪問担当者氏名
- (ウ) 訪問支援の趣旨及び内容

エ 電話による連絡調整ができない場合は、次の内容を記した文書を封書で郵送し、訪問支援の日程調整を行う。

- (ア) 訪問支援の趣旨及び内容
- (イ) 訪問受諾の可否、訪問希望日、訪問時の相談支援内容の記入用紙、料金後納封筒（返信用で、宛名を記載済みのもの）
- (イ) に訪問予定者から受諾の意思表示があった場合は、上記ウに準じること。

オ 連絡調整を終え、訪問したが当日不在であった者については、訪問支援の希望日を調整の上、再訪問すること。

また、訪問拒否者については、訪問支援拒否者の名簿を作成するなどし、今後の訪問支援は差し控えること。

なお、訪問支援対象者の事前の了承を得ない居宅への訪問は行わないこと。

カ 訪問支援に際しては、「訪問支援記録票」を作成し、障害の状態、日常生活の状況、一人住まいか否か、介護者の状況、支援事項等を記録し、保存すること。

キ 訪問支援対象者が他のブロック対象区域へ引越し等により転出した場合、転出先の受託者へ引継を行い、また、他のブロックの受託者から訪問支援対象者が、本事業のブロック対象区域に転入した旨の連絡を受け

た場合、当該訪問支援対象者に対し、訪問支援の連絡調整を行うこと。

② 支援事項

ア 労災ケアサポーターによる訪問支援

せき髄損傷・頭部外傷の者に対する床ずれ管理、尿路感染防止、じん肺の者の呼吸数、脈拍数といった体調管理など、被災労働者の障害・傷病に適応した介護・看護の方法や車いす、介護用ベッドといった介護機器の取扱い等在宅介護に必要な知識と経験、介護生活を送っていることによるメンタルのケア、健康管理に関する支援（下記イの健康管理指導医による健康管理指導を除く）を行う。

イ 健康管理指導医による指導

労災ケアサポーターによる訪問支援時に、介護生活からの運動不足等により、医師による健康管理指導が必要であると判断され、本人の同意が得られた者に対し、健康管理指導医により、本人の症状にあった健康管理、保健衛生指導、疾病予防等の医学専門的指導を行う。

ウ メンタルケア指導医による指導

労災ケアサポーターによる訪問支援時に、介護生活を続けることによって生じる精神不安等に対する指導が必要であると判断され、本人の同意が得られた者に対し、メンタルケア指導医により、本人の精神的不安要因の聴取とその解消についての医学的専門的指導を行う。

③ 支援対象者

在宅で介護、看護等を必要としている65歳未満の重度被災労働者及びその家族を主たる対象者とする（65歳未満の重度被災労働者数については別紙5のとおり）。

新規の65歳未満の重度被災労働者の訪問支援の実施は、拒否者を除き、初回の労災年金受給後、3か月以内に訪問していない者が生じることの無いように留意すること。

特定の地域、特定の者に偏った訪問とならないよう、可能な限り均衡を取るようにし、また、複数回訪問支援を実施するよう計画を立てること。

④ 実施基準

各ブロックにおいて、65歳未満の重度被災労働者及びその家族に対する訪問支援を別紙2で示した訪問支援実施基準の件数以上実施すること。

(2) 労災ホームヘルプサービスの実施

労災ホームヘルプサービスは、在宅で介護を要する重度被災労働者に対し、せき髄損傷やじん肺等の労災特有の障害に対する知識を有する労災ホームヘルパーによる専門的介護の提供することにより、重度被災労働者等の福祉の増進を図るものである（業務の流れについては別紙4-2、事業内容の詳細については、別添の「労災ホームヘルプサービス実施要綱」のとおり。）。

受託者は、事業を円滑に実施するため、労災ホームヘルパーの調整及び派遣等を実施する常勤の労災ホームヘルプサービス実施要員を配置すること。

なお、労災ホームヘルパーを紹介するためには、職業安定法第33条の規定に基づく無料職業紹介事業の許可が必要であり、かつ本事業を実施する全期間が、有効期間内である必要がある。

① 介護サービスの内容

ア 専門的サービス

せき髄損傷、じん肺等労災特有の障害に応じた排泄処理、褥瘡の予防・措置などの専門的な介護サービスの提供を行う。

イ 一般的サービス

食事、入浴、排泄等生活基本動作に関する一般的な介護サービスの提供を行う。

ウ 家事援助サービス

掃除、洗濯等家事に関する援助サービスの提供を行う。

② 実施基準

各ブロックにおいて、別紙2で示した平成21年度における介護券購入状況の時間を実施の目安とする。

(3) 労災ホームヘルパー養成研修の実施

在宅の重度被災労働者に係る介護労働力の確保と適切な介護者の人材育成を図るため、既に一般的介護の知識・技能を有する者に対して、労災被災者特有の障害であるせき髄損傷、じん肺等に係る専門的介護に必要な知識と技能を修得させるための研修を、関東甲信越ブロックの受託者が、実施すること（事業内容の詳細については、別添の「労災ホームヘルパー養成研修実施要綱」のとおり。）。

関東甲信越ブロックの受託者は、労災ホームヘルパー養成研修を実施できる体制を整備すること。

① 研修内容

専門的サービスに係る労災特有の障害に関する医学的知識、対処方法等に関する講義及びせき髄損傷、じん肺等の介護方法に関する介護実習等を行う

研修を全国で年2回以上実施すること。

② 研修受講資格

労災ホームヘルパーの登録を希望する者であって、看護師、保健師等の有資格者、または厚生労働省の定めによる訪問介護員養成研修2級課程以上修了者とする。

③ 実施基準

年2回以上、上半期・下半期1回以上ずつ開催すること。

開催地の選定に当たっては、労災ホームヘルプサービスの利用実態をはじめ、近年の開催状況、医療機関・関係団体の場所等を考慮すること。

特に労災特別介護施設（ケアプラザ）は介護機器を設置しているので、労災特別介護援護事業の受託者と連携を図りながら活用されたい。

また、開催地のブロックの受託者と連携の上、効率的に開催すること。

(参考)

平成19年度：宇土市、四街道市で開催

平成20年度：岩見沢市、堺市で開催

平成21年度：富谷町、瀬戸市で開催

(4) その他本事業を行うにあたり必要となる業務

① 広報周知の実施

本事業の対象者に対して、事業を周知するためパンフレット、リーフレット等の作成及び配布、ホームページを活用し効果的に広報を行うこと。

また、作成の際は事前に委託者に相談を行うとともに、作成したものを提出すること。

② 本事業の質の向上

受託者は、本事業の質の維持・向上のため、次に掲げる取組みを行うこと。

ア 訪問支援を適切に実施するため最新の介護手法、看護、介護に必要な最新の医学的知識、介護機器にかかる新たな知識の導入等を労災ケアサポーターに修得させるための研修を実施すること。

イ 本事業の業務実施要領を作成すること。

③ アンケート調査の実施

本事業を適切かつ効率的に実施していくための基礎資料を得るため利用者に対して、サービス内容に対する評価や意見・要望等に関するアンケート

調査を実施する。調査内容は、別途委託者が示すこととし、当該アンケート調査は、原則、平成23年7月から平成24年2月までの間において、訪問支援及び労災ホームヘルプサービスの利用者に対して実施するものとする。

なお、調査結果は、関東甲信越ブロック以外の受託者（以下「他の受託者」という。）は関東甲信越ブロックの受託者に提出し、関東甲信越ブロックの受託者は、全ブロック分を取りまとめ、委託者に提出すること。

ア 訪問支援のアンケートについては実施後、労災ケアサポーターがアンケート用紙を対象者に記入させ、自力で記入できない場合は代筆し、回収すること。

イ 労災ホームヘルプサービスについては、訪問支援時に労災ケアサポーターが、対象者が労災ホームヘルプサービスを受けていることを確認した上で、訪問支援時に記入、回収すること。

④ 業務計画及び業務実績の作成・報告

本事業を計画的に実施するための業務計画を策定することとし、また、実施基準を達成できるよう受託した対象区域ごとに業務別、対象者別、支援事項別に支援実施件数や支援結果及び内容（以下「業務実績」という。）を把握し、記録すること。

また、業務計画及び業務実績について、次のア及びイを四半期毎に取りまとめ、他の受託者は翌月10日までに遅滞なくこれを関東甲信越ブロックの受託者に報告すること。また、関東甲信越ブロックの受託者は全ブロック分を取りまとめ、同月20日までに遅滞なくこれを委託者に報告すること。

ア 業務計画

年間業務計画及び四半期毎の業務計画を作成すること。

業務計画については、四半期毎に見直しを行い効率的に実施すること。

イ 業務実績

(ア) 訪問支援実施者数

- (a) 対象区域別年金種別等級別実施者数（実人数・実施件数）
- (b) (a) について、せき髄損傷、じん肺の者数及び件数
- (c) 対象区域別拒否者数
- (d) 支援内容別件数（看護、介護相談、健康管理等）

(イ) 労災ホームヘルプサービス利用者数

- (a) 券種別（1時間券・時間外券別）購入枚数
- (b) 利用者数（実人数）

ウ その他、委託者から依頼する本事業実施状況、支援内容等に関する事項

について、その都度報告を行うこと。

⑤ 職員証明書の携帯

本事業を行う際には、受託者は職員証明書を交付し、事業の実施に当たっては職員証明書を携帯させ、本事業の利用者から求められたときは、これを提示すること。

⑥ 苦情等への対応

ア 受託者は、本事業の利用者から苦情等（意見、異議等も含めて苦情等とする。以下同じ。）の申出があった場合には、相手の立場に立って迅速かつ適切に対応し、速やかに解決・改善に努めること。

イ 苦情等を円滑に処理し、その責任を明らかにするため、「苦情等管理責任者」を置き、苦情等の円滑・円満な解決のため「苦情等処理委員会」（委員会の名称は、一般的な名称であり、要件を満たすものであれば、名称は問わないものとする。）を設置すること。

ウ 苦情等を受付けた職員は、その内容、求めている対応等を書面に記録し、内容に誤りがないかを苦情等を申し出た者に確認し、速やかに苦情等管理責任者に報告を行い、苦情等管理責任者は、必要な調査を実施し、必要に応じて「苦情等処理委員会」を招集し苦情等の対応の結論を得ること。

エ 苦情等管理責任者は、苦情等の経過について書面に記録し、苦情等及びその改善状況等を委託者に適宜、報告を行うこと。

なお、委託者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行い、改善の内容を委託者に報告しなければならない。

⑦ 個人情報の保護

職員は、本事業の実施にあたり、職務上知りえた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

また、取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他個人情報の管理のための必要な措置を講じ、個人情報保護のための業務について、責任を有する者を配置すること。

⑧ 備品等の管理業務

本事業の実施に関して、備品等の購入（貸与）に係る規程を定め、規程に基づき備品等を購入した（貸与を受けた）場合、受託者においては、一覧表を作成し、購入（貸与）年月日、購入（貸与）理由、廃棄（返還）年月日を

記し、適切な維持管理を行うこと。

⑨ 書類の整備及び保存

受託者は、職員、会計及び介護サービスの提供（訪問介護支援及び労災ホームヘルプサービスの具体的な内容等の記録）に関する諸記録を整備し、書類等を委託事業の終了（中止又は廃止の承認をうけた場合を含む。）の日に属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

なお、書類等は国の会計及び物品に関する規定に準じて整備すること。

⑩ 関係機関との連携及び協力体制の確立

受託者は、事業の実施に当たっては、本事業をより効果的かつ効率的に実施するため、各ブロックの受託者間では勿論のこと、都道府県労働局・労働基準監督署をはじめ、地方自治体や労災病院等との連携及び協力体制を確立すること。

また、受託者は、厚生労働省が委託事業として実施している「労災特別介護援護事業」では、在宅での介護が困難な原則60歳以上の重度被災労働者に対して、専門的な施設介護を実施していることから、在宅での介護が困難な者の情報提供、事業の周知・広報の実施等に関し、労災特別介護援護事業の受託者との連携及び協力に努めること。

3 競争参加資格（応募要件）

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成22・23・24年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (4) 労働保険に加入しており、かつ労働保険料の滞納がないこと。（直近2年間の労働保険料の未納が無いこと。）
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 本事業を実施する全期間が、職業安定法第33条の規定に基づく無料職業紹介事業の許可の有効期間内であること。

別紙1

下記の7ブロックそれぞれについて、企画競争を実施するものである。

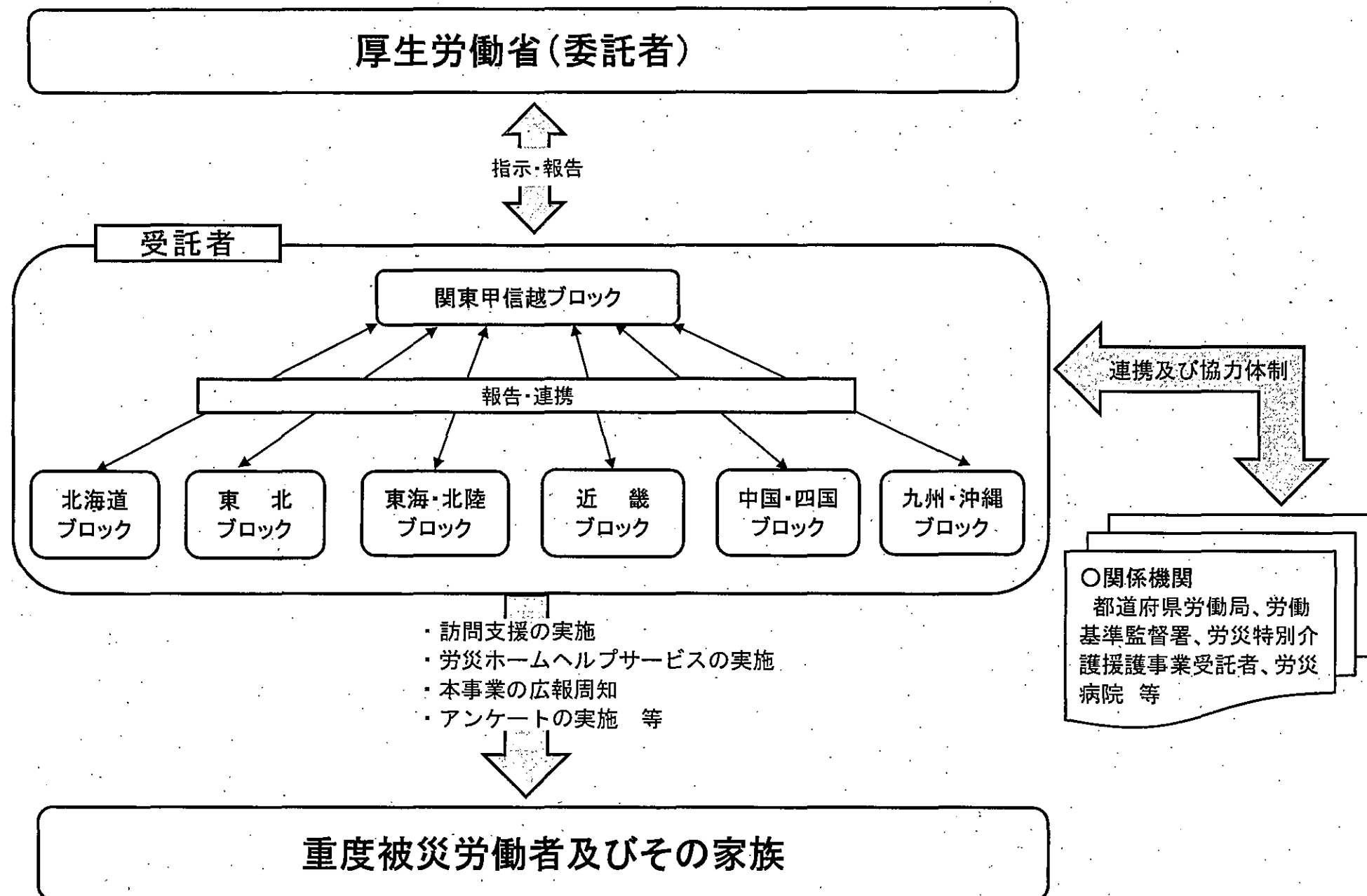
1. 労災ケアサポート事業（北海道ブロック）
2. 労災ケアサポート事業（東北ブロック）
3. 労災ケアサポート事業（関東甲信越ブロック）
4. 労災ケアサポート事業（東海・北陸ブロック）
5. 労災ケアサポート事業（近畿ブロック）
6. 労災ケアサポート事業（中国・四国ブロック）
7. 労災ケアサポート事業（九州・沖縄ブロック）

別紙2

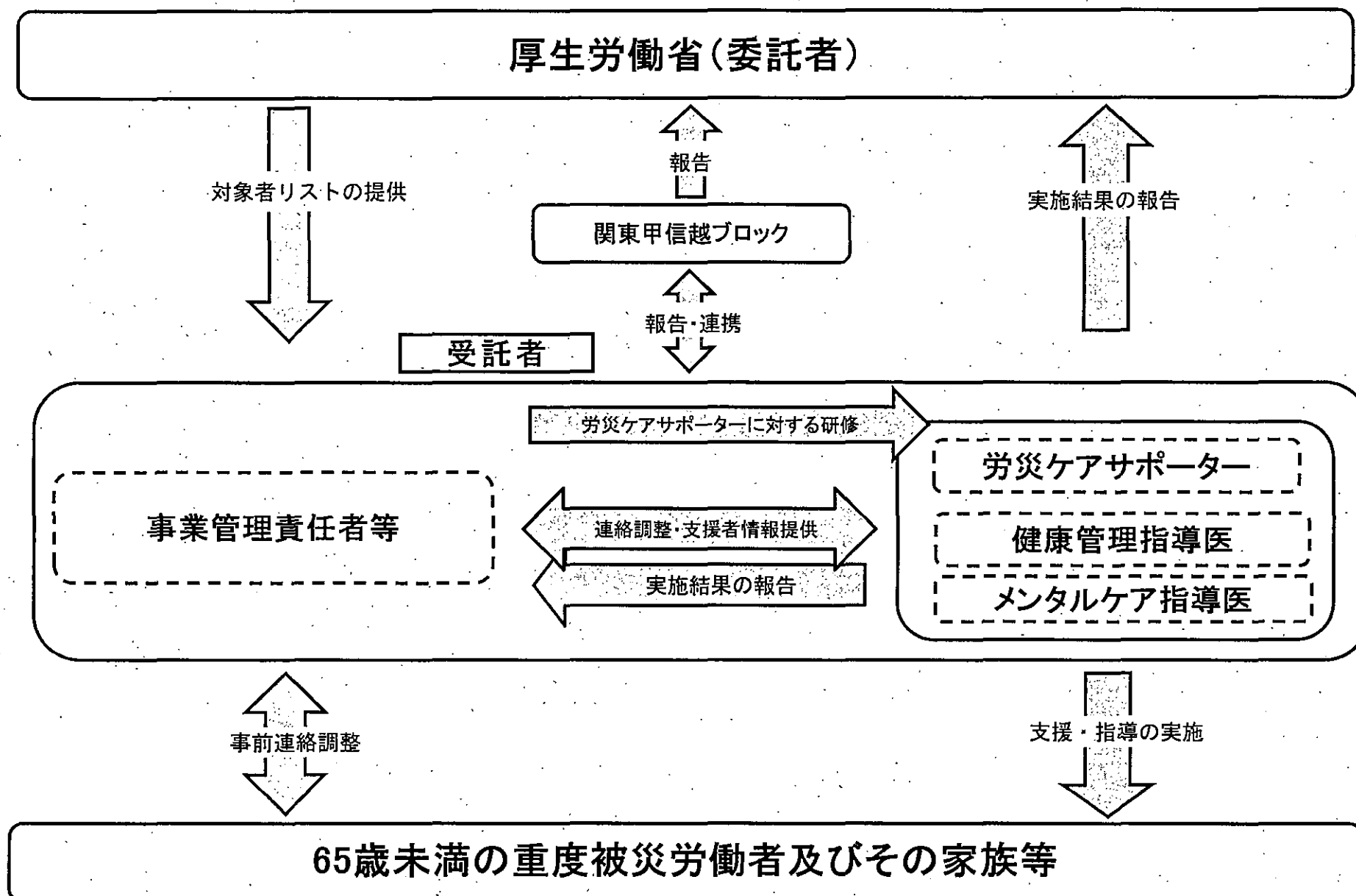
ブロック	対象区域	委託費総額 (消費税等含む)	訪問支援 実施基準	介護券購入状況 (平成21年度)
北海道ブロック	北海道	32,533 千円	400 件	1,104 時間
東北ブロック	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	75,882 千円	1,100 件	3,617 時間
関東甲信越ブロック	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県	158,631 千円	2,600 件	3,279 時間
東海・北陸ブロック	富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	76,384 千円	1,200 件	1,306 時間
近畿ブロック	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	140,023 千円	2,300 件	3,154 時間
中国・四国ブロック	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	109,720 千円	1,800 件	1,668 時間
九州・沖縄ブロック	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	105,958 千円	1,700 件	2,450 時間
合 計		699,131 千円	11,100 件	16,578 時間

※ 関東甲信越ブロックの委託費総額には、労災ホームヘルパー養成研修経費が含まれている。

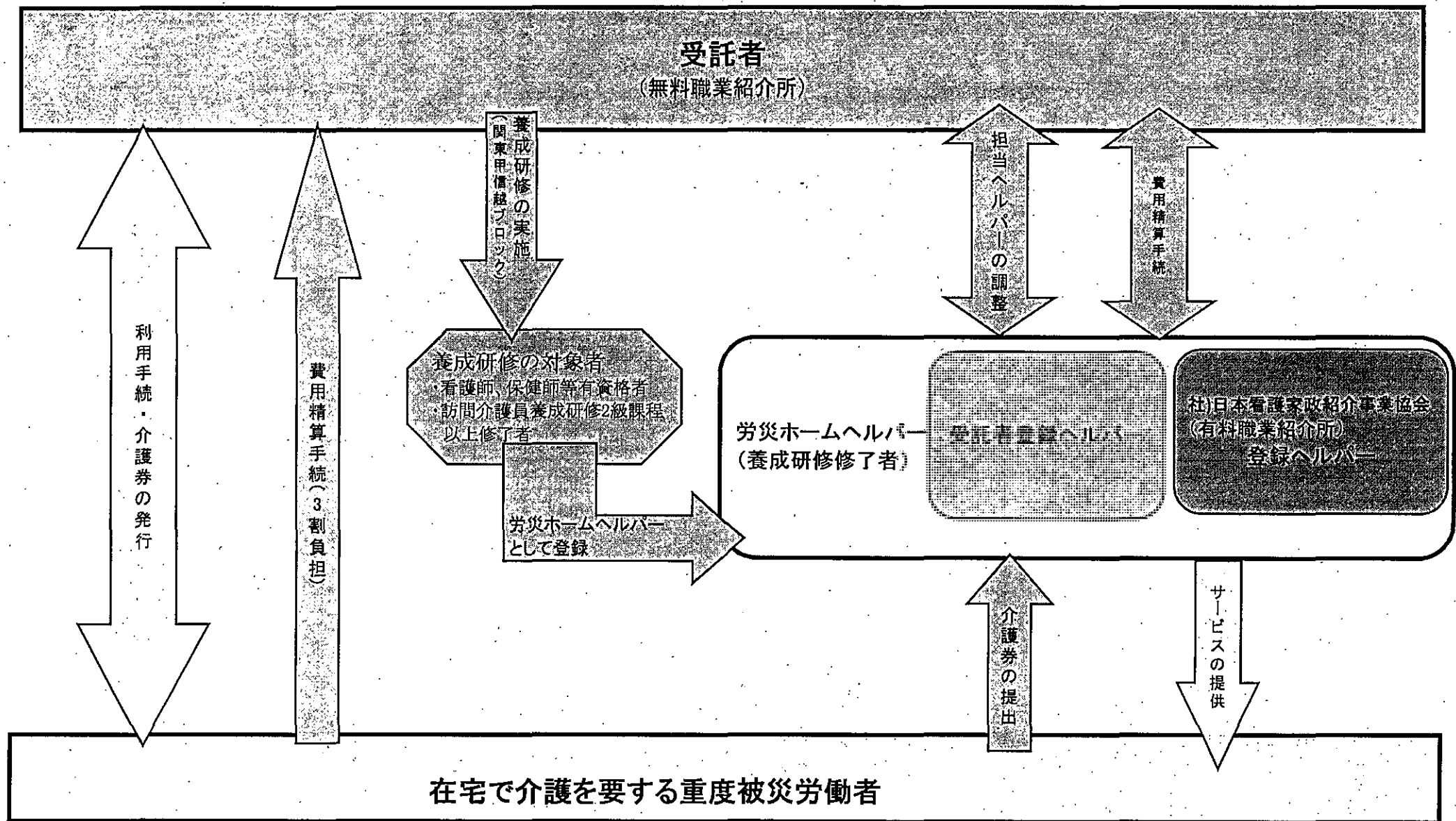
別紙3 労災ケアサポート事業の全体図



別紙4－1 訪問支援業務の標準的な流れ図



別紙4-2 労災ホームヘルプサービス業務の標準的な流れ図



別紙5

(居住地別) 65歳未満の重度被災労働者一覧(平成22年12月支払期)

	ブロック	区域	傷病				障害				合計	うち新規	ブロック別	【参考】 65歳以上の重 度被災労働者 数
			じん肺	せき損	その他	小計	1級	2級	3級	小計				
01	北海道	北海道	36	25	44	105	440	114	149	703	808	12	808	1,327
02	東北	青森	1	21	13	35	64	20	36	120	155	1	948	143
03		岩手	1	21	7	29	50	17	28	95	124	3		180
04		宮城	1	70	24	95	77	29	49	155	250	5		245
05		秋田	0	15	12	27	49	15	22	86	113	1		150
06		山形	0	15	11	26	39	14	16	69	95	2		149
07		福島	1	29	21	51	88	34	38	160	211	5		243
08	関東甲信越	茨城	1	13	24	38	141	42	57	240	278	3	3,185	218
09		栃木	6	19	26	51	76	28	32	136	187	0		195
10		群馬	1	23	21	45	48	21	25	94	139	2		251
11		埼玉	1	25	36	62	228	64	110	402	464	2		339
12		千葉	2	25	40	67	232	66	99	397	464	1		412
13		東京	2	28	48	78	297	108	127	532	610	5		517
14		神奈川	0	20	36	56	310	101	106	517	573	10		523
15		新潟	3	37	33	73	76	24	30	130	203	2		343
16		山梨	0	14	8	22	29	9	11	49	71	0		104
17		長野	5	13	13	31	111	22	32	165	196	0		202
18	東海・北陸	富山	5	13	7	25	47	15	19	81	106	1	1,486	210
19		石川	0	2	1	3	47	20	20	87	90	1		125
20		福井	1	11	7	19	34	7	13	54	73	0		122
21		岐阜	3	12	16	31	93	23	33	149	180	1		275
22		静岡	1	8	17	26	165	61	60	286	312	1		379
23		愛知	5	23	26	54	289	87	96	472	526	7		691
24		三重	10	8	10	28	84	37	50	171	199	1		507
25	近畿	滋賀	3	22	7	32	52	22	27	101	133	0	1,936	197
26		京都	0	9	11	20	116	49	48	213	233	5		298
27		大阪	17	37	57	111	379	147	152	678	789	8		857
28		兵庫	6	17	25	48	288	85	127	500	548	6		544
29		奈良	0	11	5	16	46	23	26	95	111	1		120
30		和歌山	2	3	5	10	57	26	29	112	122	2		215
31	中国・四国	鳥取	0	7	5	12	43	10	13	66	78	1	1,508	95
32		島根	0	4	5	9	43	9	12	64	73	1		136
33		岡山	2	19	18	39	125	35	56	216	255	6		493
34		広島	1	25	41	67	175	67	67	309	376	5		414
35		山口	0	17	17	34	72	25	40	137	171	4		179
36		徳島	3	13	13	29	43	24	19	86	115	2		180
37		香川	2	20	19	41	38	23	25	86	127	1		125
38		愛媛	0	23	22	45	90	20	35	145	190	2		286
39		高知	1	15	17	33	59	13	18	90	123	4		181
40	九州・沖縄	福岡	3	49	43	95	241	87	97	425	520	3	1,610	614
41		佐賀	1	17	11	29	31	9	12	52	81	0		140
42		長崎	0	17	20	37	55	29	26	110	147	1		604
43		熊本	2	31	33	66	93	28	36	157	223	0		626
44		大分	12	18	15	45	69	26	29	124	169	2		758
45		宮崎	3	37	14	54	43	22	24	89	143	0		304
46		鹿児島	1	39	18	58	68	33	39	140	198	1		270
47		沖縄	1	20	18	39	41	17	32	90	129	2		58
合 計			146	960	940	2,046	5,381	1,807	2,247	9,435	11,481	123	11,481	15,544

標記については、下記のとおりとする。

評価項目		内 容	必須	委員1人の評価点		
				採点等	比重	評価点
1 業務の実施方針 (40点)						40
(1)	業務実施の基本方針の適格性	・本事業の趣旨、目的を理解し、その実施に当たっての理念、基本的な考え方が示されているか。 ・仕様書記載の業務について全て提案されているか。 ・本事業を北海道ブロックにおいて、一括して実施する内容となっているか。 ・仕様書等記載の遵守事項について全て遵守すると記載されているか。 ・委託費の経理を他の事業の経理と区分して経理することとなっているか。	○	合・否	-	-
(2)	組織としての業務実施能力等	・契約後直ちに事業を実施できる体制であるか。	○	合・否	-	-
(3)	組織・人員体制について	①人員の配置数及び事業実施組織体制は適切か		5	4	20
		②重度被災労働者の介護・看護、健康管理等の支援を行うために必要な専門的な知識を有しているか。		5	4	20
2 事業実施方法 (140点)						140
(1)	訪問形式による支援の実施について	①労災ケアサポーター、健康管理指導医及びメンタルケア指導医としての専門的知識と経験年数はどのようなものであるか。また、それは適切か。		5	4	20
		②実施体制及び業務処理の流れはどのようなものであるか。また、それは適切か。		5	2	10
		③支援事項に具体性があり、重度被災労働者の障害・傷病に適したものとなっているか。		5	3	15
		④支援実施にあたって全体スケジュールは適切か。		5	2	10
		⑤訪問支援件数（実施基準）の計画件数は何件か。		5	3	15
(2)	「労災ホームヘルプサービス」について	①「労災ホームヘルプサービス」の実施体制及び業務処理の流れは適切か。		5	2	10
		②「労災ホームヘルプサービス」の実施基準に対する実施計画時間数は適切か。		5	2	10
(3)	その他本事業を行うにあたり必要となる業務の実施について	①事業の広報周知の手法及び内容はどのようなものか。またそれは適切か。		5	2	10
		②事業の質の向上のための措置として、労災ケアサポーターに行う研修の日程、カリキュラムの内容およびその講師の要件等はどのようなものか。またそれは適切か。		5	4	20
		③アンケート調査の実施、業務計画及び業務実績の作成・報告、職員証明書の携帯、苦情等への対応、個人情報の保護、備品等の管理業務、書類の整備及び保存、関係機関との連携及び協力体制の確立方法は適切か。		5	4	20
3 経費内訳 (20点)						20
(1)	企画実現のために必要な経費内訳について	・経費の積算内訳は妥当か。		5	4	20
4 その他 (10点)						10
(1)	これまでの事業実績について	・応募者の類似事業に関する事業実施状況、利用者からの評価、事務処理状況について		5	1	5
(2)	その他特記事項について	・特記事項がある場合、本事業への影響度により評価する。		5	1	5
合 計 (210点)						210

委員の採点基準

各評価項目の採点欄は5点満点とし、「採点」に「比重」を乗じたものを評価点とする。

各委員は、各評価項目について、以下の基準に従い企画書の評価を行い、採点欄に1～5点のいずれかを記入するものとする。

- ・非常に優れている→5点
- ・優れている→4点
- ・適当である→3点
- ・やや不適当である→2点
- ・不適当である→1点

標記については、下記のとおりとする。

評価項目		内 容	必須	委員1人の評価点		
				採点等	比重	評価点
1 業務の実施方針 (40点)						40
(1)	業務実施の基本方針の適格性	・本事業の趣旨、目的を理解し、その実施に当たっての理念、基本的な考え方が示されているか。 ・仕様書記載の業務について全て提案されているか。 ・本事業を東北ブロックにおいて、一括して実施する内容となっているか。 ・仕様書等記載の遵守事項について全て遵守すると記載されているか。 ・委託費の経理を他の事業の経理と区分して経理することとなっているか。	○	合・否	-	-
(2)	組織としての業務実施能力等	・契約後直ちに事業を実施できる体制であるか。	○	合・否	-	-
(3)	組織・人員体制について	①人員の配置数及び事業実施組織体制は適切か		5	4	20
		②重度被災労働者の介護・看護、健康管理等の支援を行うために必要な専門的な知識を有しているか。		5	4	20
2 事業実施方法 (140点)						140
(1)	訪問形式による支援の実施について	①労災ケアサポーター、健康管理指導医及びメンタルケア指導医としての専門的知識と経験年数はどのようなものであるか。また、それは適切か。		5	4	20
		②実施体制及び業務処理の流れはどのようなものであるか。また、それは適切か。		5	2	10
		③支援事項に具体性があり、重度被災労働者の障害・傷病に適したものとなっているか。		5	3	15
		④支援実施にあたって全体スケジュールは適切か。		5	2	10
		⑤訪問支援件数（実施基準）の計画件数は何件か。		5	3	15
(2)	「労災ホームヘルプサービス」について	①「労災ホームヘルプサービス」の実施体制及び業務処理の流れは適切か。		5	2	10
		②「労災ホームヘルプサービス」の実施基準に対する実施計画時間数は適切か。		5	2	10
(3)	その他本事業を行うにあたり必要となる業務の実施について	①事業の広報周知の手法及び内容はどのようなものか。またそれは適切か。		5	2	10
		②事業の質の向上のための措置として、労災ケアサポーターに行う研修の日程、カリキュラムの内容およびその講師の要件等はどのようなものか。またそれは適切か。		5	4	20
		③アンケート調査の実施、業務計画及び業務実績の作成・報告、職員証明書の携帯、苦情等への対応、個人情報の保護、備品等の管理業務、書類の整備及び保存、関係機関との連携及び協力体制の確立方法は適切か。		5	4	20
3 経費内訳 (20点)						20
(1)	企画実現のために必要な経費内訳について	・経費の積算内訳は妥当か。		5	4	20
4 その他 (10点)						10
(1)	これまでの事業実績について	・応募者の類似事業に関する事業実施状況、利用者からの評価、事務処理状況について		5	1	5
(2)	その他特記事項について	・特記事項がある場合、本事業への影響度により評価する。		5	1	5
合 計 (210点)						210

委員の採点基準

各評価項目の採点欄は5点満点とし、「採点」に「比重」を乗じたものを評価点とする。

各委員は、各評価項目について、以下の基準に従い企画書の評価を行い、採点欄に1～5点のいずれかを記入するものとする。

- ・非常に優れている→5点
- ・優れている→4点
- ・適当である→3点
- ・やや不適当である→2点
- ・不適当である→1点

標記については、下記のとおりとする。

評価項目		内 容	必須	委員1人の評価点			
				採点等	比重	評価点	
1 業務の実施方針 (40点)						40	
(1)	業務実施の基本方針の適格性	・本事業の趣旨、目的を理解し、その実施に当たっての理念、基本的な考え方が示されているか。 ・仕様書記載の業務について全て提案されているか。 ・本事業を関東甲信越ブロックにおいて、一括して実施する内容となっているか。 ・仕様書等記載の遵守事項について全て遵守すると記載されているか。 ・委託費の経理を他の事業の経理と区分して経理することとなっているか。	○	合・否	-	-	
(2)	組織としての業務実施能力等	・契約後直ちに事業を実施できる体制であるか。	○	合・否	-	-	
(3)	組織・人員体制について	①人員の配置数及び事業実施組織体制は適切か			5	4	20
		②重度被災労働者の介護・看護、健康管理等の支援を行うために必要な専門的な知識を有しているか。			5	4	20
2 事業実施方法 (170点)						170	
(1)	訪問形式による支援の実施について	①労災ケアサポーター、健康管理指導医及びメンタルケア指導医としての専門的知識と経験年数はどのようなものであるか。また、それは適切か。			5	4	20
		②実施体制及び業務処理の流れはどのようなものであるか。また、それは適切か。			5	2	10
		③支援事項に具体性があり、重度被災労働者の障害・傷病に適したものとなっているか。			5	3	15
		④支援実施にあたって全体スケジュールは適切か。			5	2	10
		⑤訪問支援件数（実施基準）の計画件数は何件か。			5	3	15
(2)	「労災ホームヘルプサービス」について	①「労災ホームヘルプサービス」の実施体制及び業務処理の流れは適切か。			5	2	10
		②「労災ホームヘルプサービス」の実施基準に対する実施計画時間数は適切か。			5	2	10
(3)	「労災ホームヘルパー養成研修」について	③「労災ホームヘルパー養成研修」の実施体制及び研修カリキュラムの内容およびその講師の要件は適切か。			5	3	15
		④「労災ホームヘルパー養成研修」の実施基準に対する開催場所、開催回数及びその時期は適切か。			5	3	15
(4)	その他本事業を行うにあたり必要となる業務の実施について	①事業の広報周知の手法及び内容はどのようなものか。またそれは適切か。			5	2	10
		②事業の質の向上のための措置として、労災ケアサポーターに行う研修の日程、カリキュラムの内容およびその講師の要件等はどのようなものか。またそれは適切か。			5	4	20
		③アンケート調査の実施、業務計画及び業務実績の作成・報告、職員証明書の携帯、苦情等への対応、個人情報の保護、備品等の管理業務、書類の整備及び保存、関係機関との連携及び協力体制の確立方法は適切か。			5	4	20
3 経費内訳 (20点)						20	
(1)	企画実現のために必要な経費内訳について	・経費の積算内訳は妥当か。			5	4	20
4 その他 (10点)						10	
(1)	これまでの事業実績について	・応募者の類似事業に関する事業実施状況、利用者からの評価、事務処理状況について			5	1	5
(2)	その他特記事項について	・特記事項がある場合、本事業への影響度により評価する。			5	1	5
合 計 (240点)						240	

委員の採点基準

各評価項目の採点欄は5点満点とし、「採点」に「比重」を乗じたものを評価点とする。

各委員は、各評価項目について、以下の基準に従い企画書の評価を行い、採点欄に1～5点のいずれかを記入するものとする。

- ・非常に優れている→5点
- ・優れている→4点
- ・適当である→3点
- ・やや不適当である→2点
- ・不適当である→1点

標記については、下記のとおりとする。

評価項目		内 容	必須	委員1人の評価点		
				採点等	比重	評価点
1 業務の実施方針（40点）						40
(1)	業務実施の基本方針の適格性	・本事業の趣旨、目的を理解し、その実施に当たっての理念、基本的な考え方が示されているか。 ・仕様書記載の業務について全て提案されているか。 ・本事業を東海・北陸ブロックにおいて、一括して実施する内容となっているか。 ・仕様書等記載の遵守事項について全て遵守すると記載されているか。 ・委託費の経理を他の事業の経理と区分して経理することとなっているか。	○	合・否	-	-
(2)	組織としての業務実施能力等	・契約後直ちに事業を実施できる体制であるか。	○	合・否	-	-
(3)	組織・人員体制について	①人員の配置数及び事業実施組織体制は適切か		5	4	20
		②重度被災労働者の介護・看護、健康管理等の支援を行うために必要な専門的な知識を有しているか。		5	4	20
2 事業実施方法（140点）						140
(1)	訪問形式による支援の実施について	①労災ケアサポーター、健康管理指導医及びメンタルケア指導医としての専門的知識と経験年数はどのようなものであるか。また、それは適切か。		5	4	20
		②実施体制及び業務処理の流れはどのようなものであるか。また、それは適切か。		5	2	10
		③支援事項に具体性があり、重度被災労働者の障害・傷病に適したものとなっているか。		5	3	15
		④支援実施にあたって全体スケジュールは適切か。		5	2	10
		⑤訪問支援件数（実施基準）の計画件数は何件か。		5	3	15
(2)	「労災ホームヘルプサービス」について	①「労災ホームヘルプサービス」の実施体制及び業務処理の流れは適切か。		5	2	10
		②「労災ホームヘルプサービス」の実施基準に対する実施計画時間数は適切か。		5	2	10
(3)	その他本事業を行うにあたり必要となる業務の実施について	①事業の広報周知の手法及び内容はどのようなものか。またそれは適切か。		5	2	10
		②事業の質の向上のための措置として、労災ケアサポーターに行う研修の日程、カリキュラムの内容およびその講師の要件等はどのようなものか。またそれは適切か。		5	4	20
		③アンケート調査の実施、業務計画及び業務実績の作成・報告、職員証明書の携帯、苦情等への対応、個人情報の保護、備品等の管理業務、書類の整備及び保存、関係機関との連携及び協力体制の確立方法は適切か。		5	4	20
3 経費内訳（20点）						20
(1)	企画実現のために必要な経費内訳について	・経費の積算内訳は妥当か。		5	4	20
4 その他（10点）						10
(1)	これまでの事業実績について	・応募者の類似事業に関する事業実施状況、利用者からの評価、事務処理状況について		5	1	5
(2)	その他特記事項について	・特記事項がある場合、本事業への影響度により評価する。		5	1	5
合 計（210点）						210

委員の採点基準

各評価項目の採点欄は5点満点とし、「採点」に「比重」を乗じたものを評価点とする。

各委員は、各評価項目について、以下の基準に従い企画書の評価を行い、採点欄に1～5点のいずれかを記入するものとする。

- ・非常に優れている→5点
- ・優れている→4点
- ・適当である→3点
- ・やや不適当である→2点
- ・不適当である→1点

標記については、下記のとおりとする。

評価項目		内 容	必須	委員1人の評価点		
				採点等	比重	評価点
1 業務の実施方針（40点）						40
(1)	業務実施の基本方針の適格性	・本事業の趣旨、目的を理解し、その実施に当たっての理念、基本的な考え方が示されているか。 ・仕様書記載の業務について全て提案されているか。 ・本事業を近畿ブロックにおいて、一括して実施する内容となっているか。 ・仕様書等記載の遵守事項について全て遵守すると記載されているか。 ・委託費の経理を他の事業の経理と区分して経理することとなっているか。	○	合・否	-	-
(2)	組織としての業務実施能力等	・契約後直ちに事業を実施できる体制であるか。	○	合・否	-	-
(3)	組織・人員体制について	①人員の配置数及び事業実施組織体制は適切か		5	4	20
		②重度被災労働者の介護・看護、健康管理等の支援を行うために必要な専門的な知識を有しているか。		5	4	20
2 事業実施方法（140点）						140
(1)	訪問形式による支援の実施について	①労災ケアサポーター、健康管理指導医及びメンタルケア指導医としての専門的知識と経験年数はどのようなものであるか。また、それは適切か。		5	4	20
		②実施体制及び業務処理の流れはどのようなものであるか。また、それは適切か。		5	2	10
		③支援事項に具体性があり、重度被災労働者の障害・傷病に適したものとなっているか。		5	3	15
		④支援実施にあたって全体スケジュールは適切か。		5	2	10
		⑤訪問支援件数（実施基準）の計画件数は何件か。		5	3	15
(2)	「労災ホームヘルプサービス」について	①「労災ホームヘルプサービス」の実施体制及び業務処理の流れは適切か。		5	2	10
		②「労災ホームヘルプサービス」の実施基準に対する実施計画時間数は適切か。		5	2	10
(3)	その他本事業を行うにあたり必要となる業務の実施について	①事業の広報周知の手法及び内容はどのようなものか。またそれは適切か。		5	2	10
		②事業の質の向上のための措置として、労災ケアサポーターに行う研修の日程、カリキュラムの内容およびその講師の要件等はどのようなものか。またそれは適切か。		5	4	20
		③アンケート調査の実施、業務計画及び業務実績の作成・報告、職員証明書の携帯、苦情等への対応、個人情報の保護、備品等の管理業務、書類の整備及び保存、関係機関との連携及び協力体制の確立方法は適切か。		5	4	20
3 経費内訳（20点）						20
(1)	企画実現のために必要な経費内訳について	・経費の積算内訳は妥当か。		5	4	20
4 その他（10点）						10
(1)	これまでの事業実績について	・応募者の類似事業に関する事業実施状況、利用者からの評価、事務処理状況について		5	1	5
(2)	その他特記事項について	・特記事項がある場合、本事業への影響度により評価する。		5	1	5
合 計（210点）						210

委員の採点基準

各評価項目の採点欄は5点満点とし、「採点」に「比重」を乗じたものを評価点とする。

各委員は、各評価項目について、以下の基準に従い企画書の評価を行い、採点欄に1～5点のいずれかを記入するものとする。

- ・非常に優れている→5点
- ・優れている→4点
- ・適当である→3点
- ・やや不適当である→2点
- ・不適当である→1点

標記については、下記のとおりとする。

評価項目		内 容	必須	委員1人の評価点			
				採点等	比重	評価点	
1 業務の実施方針（40点）						40	
(1)	業務実施の基本方針の適格性	・本事業の趣旨、目的を理解し、その実施に当たっての理念、基本的な考え方が示されているか。 ・仕様書記載の業務について全て提案されているか。 ・本事業を中国・四国ブロックにおいて、一括して実施する内容となっているか。 ・仕様書等記載の遵守事項について全て遵守すると記載されているか。 ・委託費の経理を他の事業の経理と区分して経理することとなっているか。	○	合・否	-	-	
(2)	組織としての業務実施能力等	・契約後直ちに事業を実施できる体制であるか。	○	合・否	-	-	
(3)	組織・人員体制について	①人員の配置数及び事業実施組織体制は適切か			5	4	20
		②重度被災労働者の介護・看護、健康管理等の支援を行うために必要な専門的な知識を有しているか。			5	4	20
2 事業実施方法（140点）						140	
(1)	訪問形式による支援の実施について	①労災ケアサポーター、健康管理指導医及びメンタルケア指導医としての専門的知識と経験年数はどのようなものであるか。また、それは適切か。			5	4	20
		②実施体制及び業務処理の流れはどのようなものであるか。また、それは適切か。			5	2	10
		③支援事項に具体性があり、重度被災労働者の障害・傷病に適したものとなっているか。			5	3	15
		④支援実施にあたって全体スケジュールは適切か。			5	2	10
		⑤訪問支援件数（実施基準）の計画件数は何件か。			5	3	15
(2)	「労災ホームヘルプサービス」について	①「労災ホームヘルプサービス」の実施体制及び業務処理の流れは適切か。			5	2	10
		②「労災ホームヘルプサービス」の実施基準に対する実施計画時間数は適切か。			5	2	10
(3)	その他本事業を行うにあたり必要となる業務の実施について	①事業の広報周知の手法及び内容はどのようなものか。またそれは適切か。			5	2	10
		②事業の質の向上のための措置として、労災ケアサポーターに行う研修の日程、カリキュラムの内容およびその講師の要件等はどのようなものか。またそれは適切か。			5	4	20
		③アンケート調査の実施、業務計画及び業務実績の作成・報告、職員証明書の携帯、苦情等への対応、個人情報の保護、備品等の管理業務、書類の整備及び保存、関係機関との連携及び協力体制の確立方法は適切か。			5	4	20
3 経費内訳（20点）						20	
(1)	企画実現のために必要な経費内訳について	・経費の積算内訳は妥当か。			5	4	20
4 その他（10点）						10	
(1)	これまでの事業実績について	・応募者の類似事業に関する事業実施状況、利用者からの評価、事務処理状況について			5	1	5
(2)	その他特記事項について	・特記事項がある場合、本事業への影響度により評価する。			5	1	5
合 計（210点）						210	

委員の採点基準

各評価項目の採点欄は5点満点とし、「採点」に「比重」を乗じたものを評価点とする。

各委員は、各評価項目について、以下の基準に従い企画書の評価を行い、採点欄に1～5点のいずれかを記入するものとする。

- ・非常に優れている→5点
- ・優れている→4点
- ・適当である→3点
- ・やや不適当である→2点
- ・不適当である→1点

標記については、下記のとおりとする。

評価項目		内 容	必須	委員1人の評価点			
				採点等	比重	評価点	
1 業務の実施方針（40点）						40	
(1)	業務実施の基本方針の適格性	・本事業の趣旨、目的を理解し、その実施に当たっての理念、基本的な考え方が示されているか。 ・仕様書記載の業務について全て提案されているか。 ・本事業を九州・沖縄ブロックにおいて、一括して実施する内容となっているか。 ・仕様書等記載の遵守事項について全て遵守すると記載されているか。 ・委託費の経理を他の事業の経理と区分して経理することとなっているか。	○	合・否	-	-	
(2)	組織としての業務実施能力等	・契約後直ちに事業を実施できる体制であるか。	○	合・否	-	-	
(3)	組織・人員体制について	①人員の配置数及び事業実施組織体制は適切か			5	4	20
		②重度被災労働者の介護・看護、健康管理等の支援を行うために必要な専門的な知識を有しているか。			5	4	20
2 事業実施方法（140点）						140	
(1)	訪問形式による支援の実施について	①労災ケアサポーター、健康管理指導医及びメンタルケア指導医としての専門的知識と経験年数はどのようなものであるか。また、それは適切か。			5	4	20
		②実施体制及び業務処理の流れはどのようなものであるか。また、それは適切か。			5	2	10
		③支援事項に具体性があり、重度被災労働者の障害・傷病に適したものとなっているか。			5	3	15
		④支援実施にあたって全体スケジュールは適切か。			5	2	10
		⑤訪問支援件数（実施基準）の計画件数は何件か。			5	3	15
(2)	「労災ホームヘルプサービス」について	①「労災ホームヘルプサービス」の実施体制及び業務処理の流れは適切か。			5	2	10
		②「労災ホームヘルプサービス」の実施基準に対する実施計画時間数は適切か。			5	2	10
(3)	その他本事業を行うにあたり必要となる業務の実施について	①事業の広報周知の手法及び内容はどのようなものか。またそれは適切か。			5	2	10
		②事業の質の向上のための措置として、労災ケアサポーターに行う研修の日程、カリキュラムの内容およびその講師の要件等はどのようなものか。またそれは適切か。			5	4	20
		③アンケート調査の実施、業務計画及び業務実績の作成・報告、職員証明書の携帯、苦情等への対応、個人情報の保護、備品等の管理業務、書類の整備及び保存、関係機関との連携及び協力体制の確立方法は適切か。			5	4	20
3 経費内訳（20点）						20	
(1)	企画実現のために必要な経費内訳について	・経費の積算内訳は妥当か。			5	4	20
4 その他（10点）						10	
(1)	これまでの事業実績について	・応募者の類似事業に関する事業実施状況、利用者からの評価、事務処理状況について			5	1	5
(2)	その他特記事項について	・特記事項がある場合、本事業への影響度により評価する。			5	1	5
合 計（210点）						210	

委員の採点基準

各評価項目の採点欄は5点満点とし、「採点」に「比重」を乗じたものを評価点とする。

各委員は、各評価項目について、以下の基準に従い企画書の評価を行い、採点欄に1～5点のいずれかを記入するものとする。

- ・非常に優れている→5点
- ・優れている→4点
- ・適当である→3点
- ・やや不適当である→2点
- ・不適当である→1点